

Ⅲ 県民生活・経済支援

1 行政手続の緩和等

(1) 自動車税障害者減免の申請期限延長

1 取組の概要

各県税事務所等の窓口で申請を受け付けている自動車税障害者減免について、緊急事態宣言下において外出を自粛した県民へ対応するため及び窓口の混雑回避に努めるため、申請期限の延長等を行った。

2 経過	
R2. 4. 7	県内に緊急事態宣言発令（1回目）
R2. 4. 22	自動車税管理事務所長及び各県税事務所長に対し、一部減免申請に特例措置を講じることについて総務局長通知発出
R3. 1. 8	県内に緊急事態宣言発令（2回目）
R3. 3. 18	自動車税管理事務所長及び各県税事務所長に対し、一部減免申請の申請期限を延長することについて総務局長通知発出
R3. 8. 2	県内に緊急事態宣言発令（3回目）
R3. 8. 20	自動車税管理事務所長及び各県税事務所長に対し、一部減免申請に特例措置を講じることについて総務局長通知発出

3 取組詳細

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた自動車税の身体障害者減免の申請に係る取扱いについて（通知）（令和2年4月22日）

令和2年6月2日から同年11月2日までに行われた申請について、本来の提出期限内に申請があったものとして取り扱うなどの特例措置を講じること、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に基づき外出自粛を行っていただいている県民の方に不利益がないようにすることに加え、窓口の混雑回避に努めることとした。

また、通知に併せて、県ホームページへの情報掲載並びに各市町村障害福祉主管課、障害者団体及び自動車関連団体への周知を行った。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた自動車税の身体障害者減免の申請に係る取扱いについて（通知）（令和3年3月18日）

令和3年5月6日から同月31日までの間に申請期限が到来する申請について、令和3年6月30日まで申請期限を延長することで、窓口の混雑回避に努めることとした。

また、通知に併せて、県ホームページへの情報掲載並びに各市町村障害福祉主管課及び各市町村税務主管課への周知を行った。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた自動車税の障害者減免の申請に係る取扱いについて（通知）（令和3年8月20日）

令和3年8月2日に発出された緊急事態宣言の初日から緊急事態宣言が解除された日から1月を経過する日までの間に行われた申請について、本来の提出期限内に申請があったものとして取り扱うなどの特例措置を講じること、感染拡大の防止に向け、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図ることとした。

Ⅲ 県民生活・経済支援

また、通知に併せて、県ホームページへの情報掲載並びに各市町村障害福祉主管課、各市町村税務主管課及び自動車関連団体への周知を行った。

4 課題と対応

神奈川県県税条例施行規則第2条第15号に規定する自動車税環境性能割の障害者減免及び同条第24号又は第25号に規定する自動車税種別割の障害者減免については、減免申請時に障害者手帳等の提示が必要なことから、県税事務所又は自動車税管理事務所の窓口において申請を受け付けている。

しかし、緊急事態宣言下において、申請を行う県民の方に窓口への来所を求めることは県の対応として適切なものではなく、また、申請期限直前に窓口の混雑が予想されたことから、申請期限の延長又は特例措置を講じることで新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めることとした。

5 将来に向けた教訓

1回目の緊急事態宣言発令後、直ちに税務指導課、税制企画課及び自動車税管理事務所で一丸となって課題の整理及び対応案の検討を行ったことから、短時間で全く新しい取扱いを作り上げる必要があったにもかかわらず、県民の方に不利益を生じさせてしまうこともなく、申請窓口における大きな混乱もなかった。

また、3回目の緊急事態宣言発令に対応して通知を行った取扱いは、今後同様の事態が生じた際にもそのまま活用できるものとなっている。

1 (2) 納税証明書の交付に係る手数料の減免

1 取組の概要

納税証明書の交付を請求する者は、原則として1件について400円の手数料を納付しなければならないとされているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた者に対する支援の一環として、令和2年5月7日から令和5年5月7日までの間、当該感染症の影響により、貸付や融資等を受ける必要があるために納税証明書が必要となった者に対して、交付手数料の全額の減免を行った。

2 経過	
R2. 5. 1	各県税事務所長及び自動車税管理事務所長に対し、手数料減免に関する取扱いについて総務局長通知発出
R2. 6. 25	「総務政策常任委員会報告資料」に、新型コロナウイルス感染症に係る「県民等への対応」として手数料減免制度を記載
R2. 5～	減免制度について広報を実施 (広報媒体) <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税ホームページ(県税便利帳)掲載(R2. 5. 8～) ・ ちらし配布(感染拡大防止の観点から、納税証明書の交付請求を郵送でお願いする旨の内容に加え、手数料減免制度について記載) ・ 関係団体に周知 ・ 県公式Twitter掲載(R2. 5. 11) ・ 県のたより お知らせ面掲載(R2. 7月号) ・ LINEパーソナルサポート掲載(R2. 5下旬)
R5. 3. 7	各県税事務所長及び自動車税管理事務所長に対し、手数料減免制度の終了について総務局長通知発出
R5. 3～	減免制度終了について広報を実施 (広報媒体) <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税ホームページ(県税便利帳)掲載 ・ ちらし配付 ・ 関係団体に周知
R5. 5. 7	減免制度終了

3 取組詳細

(1) 証する書類の提出

手数料減免の適用に当たっては、納税証明書交付請求書に記載された「使用の目的」が「新型コロナウイルス感染症の影響による貸付・融資等のため」とされているかにより判断をしており、請求者に対して、証する書類の提出は求めない運用とした。

(2) 減免の適用実績

- ・ 制度開始当初は、減免割合が全体の半数を超えており、その後、数か月間にわたり20%を超える状況が継続していた。
- ・ 令和3年度以降、多くの月で減免割合が10%を下回るようになった。

Ⅲ 県民生活・経済支援

(手数料減免が適用された交付請求の割合)

R2.5 : 53.1% ⇒ R3.5 : 7.4% ⇒ R4.5 : 8.4% ⇒ R5.1 : 5.4%

(3) 新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況の変化

- ・ 政府は、令和5年1月27日、新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から、感染症法上の位置付けを、5類感染症とする方針を決定した。
- ・ 5類感染症に位置付けられることに伴い、これまで「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了することとなる。

(4) 手数料減免措置の終了

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、季節性インフルエンザと同じ5類感染症となることにより、コロナのみを特別に扱う理由が見い出せず、他の疾病に罹患した方との公平性が損なわれることから、令和5年5月7日をもって手数料減免措置を終了した。

1 (3) 県営水道の料金の減額

1 取組の概要

水道使用者に対し減額相当の水量で手洗いなどの徹底を支援するため、令和2年5月1日からの4カ月間、水道料金を一律10%減額する対応を行った。

2 経過

R2. 4. 7	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発出	
R2. 4. 30	新型コロナウイルス感染症に係る水道料金の減額について（企業庁長通知）	
R2. 4. 30	〃	記者発表
R2. 5. 1	水道料金の10%減額開始	
R2. 8. 31	〃 終了	

3 取組詳細

(1) 取組内容

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発出を受け、企業庁として何が出来るかを検討した結果、水道使用者に対し減額相当の水量で手洗いなどの徹底を支援することを目的とし、県営水道のすべての使用者を対象に、令和2年5月1日から令和2年8月31日までに調定する水道料金を一律10%減額する措置を行った。

なお、減額の対象を一般家庭に絞らず、職場や工場等においても手洗いや清掃が徹底されるよう全用途の水道料金を一律減額とした。

(2) 取組結果

ア スピード感

全用途について一律減額としたことにより、申請手続きが一切不要となり、緊急事態宣言発出後1カ月以内に減額措置を実施することが可能となった。

イ 減額期間の使用水量と減額総額

令和2年5月から8月までの4か月間における使用水量は前年と比較し、家事用が約5.8%の増加となった。特に8月の使用水量は、活動自粛要請が解除された状況においても約7.6%増と大きく増加した。

業務用については前年同期と比較すると約20%の減となっているが、8月には約10%の減となり減少幅が縮小し、経済活動の回復がみられた。

この減額措置による減額総額は約15億円となった。

4 課題と対応

減額により老朽管等の施設更新事業等に支障が出ることがないように、経費節減等を行うことによって更新費用の財源確保に努め、経営計画に基づき、管路更新等の取組みを着実に進めた。

5 将来に向けた教訓

全用途における一律減額を早期に行ったことにより、県営水道利用者に対して手洗い等の新たな生活習慣の定着の一助となることができた。

1 (4) 上下水道料金の支払いの猶予

1 取組の概要

厚生労働省からの要請を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により上下水道料金の支払いが困難になった方について、支払いの猶予を行うこととした。

2 経過

R2. 3. 18	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長より薬生水発 0318 第 1 号通知発布
R2. 3. 25	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上下水道料金に係る執行猶予について（経営課長通知）
R2. 3. 25	〃 〃
R2. 3. 25	〃 記者発表 支払猶予の受付を開始 (現在も継続して実施中。)

3 取組詳細

(1) 薬生水発 0318 第 1 号通知の概要

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」
 新型コロナウイルス感染症の影響を念頭に「支払猶予等の対応」や、「給水停止にあたっては水道使用者の状況を踏まえて、より丁寧で慎重な対応をとる」など、柔軟な措置の実施に関する通知があった。

(2) 猶予期間の検討

県営水道では、原則として上下水道料金を 2 か月に 1 度請求していることから、2 回分の 4 か月を猶予することが適当と考えた。また、近隣の他水道事業体の状況を参考とし、最長で 4 か月間の猶予期間を設定した。

(3) 取組結果（令和 4 年度末）

申請件数：408 件
 猶予金額：約 9,900 万円

4 課題と対応

新型コロナウイルス感染症の影響は根強く、4 か月の猶予を行ってもなお支払いが困難になる水道使用者も想定されたが、機械的に給水停止をすることなく、個別の事情をよく聞きながら水道使用者に寄り添い柔軟に対応することとした。

5 将来に向けた教訓

県営水道では従前から支払計画書を用いて、個別の水道使用者の生活状況に応じた対応を行っていた。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響により水道料金の支

Ⅲ 県民生活・経済支援

払が困難になった水道利用者に対する取組も早急かつ円滑に実施することができた。

2 飲食店への協力金交付等

(1) 飲食店等に対する協力金（神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金）

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、国の基本的対処方針に基づく県からの夜間営業の短縮や休業の要請（以下「時短要請等」という。）に御協力いただいた飲食店等の経営への影響を緩和する観点から交付を行ったもの。

令和2年4月から5月にかけて、幅広い業種を対象にした時短要請等を行い、これに伴い、協力金第1弾及び第2弾の交付を行った。

その後、多くの人命に関わる深刻な感染症のまん延を受け、感染症対策の急所として、主に飲食店を対象に時短要請等を行い、これに協力した事業者に対し、協力金第3弾（令和2年12月要請）から第18弾（令和4年3月要請）まで、感染状況の落ち着いた一時期を除いて連続して実施した。

2 経過	
R2. 4. 7	神奈川県を対象区域に含む緊急事態宣言発出
R2. 4. 10	第6回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議開催 緊急事態措置に係る県実施方針改定 4月11日からの遊興施設等（インターネットカフェ、マンガ喫茶、カラオケボックス等）の管理者に対する施設の使用停止を要請
R2. 4. 11	第1弾の時短要請等期間開始（～5.6）
R2. 5. 7	第2弾の時短要請等期間開始（～5.27）
R2. 12. 7	主に飲食店を対象にした第3弾の時短要請等期間開始。
～R4. 3. 21	以後、感染状況の落ち着いた一時期を除き第18弾まで連続して時短要請等を行った。 ※ 令和5年3月までに交付事務は終了

3 取組詳細

(1) 協力金事業の実施

ア 事業実施理由

県からの時短要請等に御協力いただいた飲食店等の経営への影響を緩和するため。

イ 協力金交付のための体制

迅速な審査・交付のため、全庁的な応援体制を構築し、業務の一部を委託して実施した。

また、第1弾及び第2弾の交付額は1事業者当たり定額であったが、これまでに取り組んだことがない事業であり、交付に時間を要した。第3弾以降は、店舗ごとに1日当たりの金額を計算する方法に変更となり、制度が複雑になったため、受託事業者と一層密に連携・協力して進める体制を取った。

ウ 短期間かつ膨大な審査事務

神奈川県を対象区域に含む緊急事態宣言が発出され、それを踏まえた県の時

Ⅲ 県民生活・経済支援

短要請等に協力した事業者を対象とした第1弾（令和2年4月要請）及び第2弾（令和2年5月要請）においては、8万件超の申請があった。

県の時短要請等に協力いただいた主に飲食店を対象とした第3弾（令和2年12月要請）から第18弾（令和4年3月要請）においては、39万件超の申請があった。

この過去に例のない件数の申請に加え、次のような目まぐるしい国制度の変更等が申請の不備に繋がり、審査も複雑化した。

- ・第3弾からは、交付額が「1事業者当たり定額」の簡易な計算方法から、「店舗ごとに1日当たりの金額を計算する」方法に変更。
- ・第9弾（令和3年4～5月要請）からは店舗の売上高を考慮する申請が可能となり、より複雑な制度に。
- ・第13弾（令和3年7～8月要請）から第15弾（令和3年10月要請）まで、先行交付制度（協力金の一部を簡易申請で時短要請等終了前に先行して受け取れる制度）を実施。この先行交付制度は、先行交付のための事前申請と時短要請等期間後に行う本申請、計2度の申請を必要とすることになり、混乱してしまう申請者も多く、申請の不備が多発。
- ・第16弾（令和4年1～2月要請）から第18弾（令和4年3月要請）までは、「マスク飲食実施店認証制度」の認証店舗か否かにより、申請内容が異なる制度に。

このため、令和3年の春頃から、全国的にも協力金の交付の遅れが問題となっていた。本県においても一時、申請に対して交付が追い付かない状況となったが、協力金の交付迅速化のため、次のような様々な取組を行った。

- ・システム構築及び運用等、民間業者への委託
⇒県と受託事業者で業務の役割分担を行い、受付、審査業務を効率化。
- ・事務局体制の大幅な強化
⇒全庁から応援職員を投入し、最大約190人体制での審査を実施。また、委託業者においても、コールセンターや審査の体制を見直し、協力金の交付を迅速化。
- ・「時短営業（休業）の案内」等の掲示物や提出書類のわかりやすい周知
⇒提出書類の誤りや不足を削減し、申請不備を低減。
- ・先行交付の実施
⇒時短営業等の要請期間中に、協力金の一部を先行して交付することで、苦しい経営状況が続く飲食店に対する協力金の交付を迅速化（ただし前述のような課題もあった）。

こうした取組の結果、次第に状況は改善し、令和3年の秋頃以降は概ね速やかな交付を実現することができた。

（2）不適正事案への対応

ア 不交付

他の弾における審査や、通報に基づく現地調査等により、協力金の交付

Ⅲ 県民生活・経済支援

要件を満たしていないことが判明した場合は、不交付通知を発出した。

イ 返還請求

不交付と判断したもののうち、既に交付済の協力金がある場合は、返還請求を行った。

こうした事案は、制度が複雑だったことによる申請者の交付要件の認識誤りによるものが多数を占めているが、中にはそもそも営業時間短縮等の要請に応じていなかったり、実態とは異なる資料を提出していたといった、悪質なケースもあった。

<不交付・返還の主な事例>

- ・コロナ禍以前から夜間営業はしておらず時短要請等対象外
- ・時短要請等に応じず実際は夜間営業していた
- ・交付要件対象外(テイクアウト専門店) など

(3) 実績

ア 第1弾及び第2弾の実績

【交付実績(成果)】 (令和5年11月末時点)

	申請	交付	不交付・ 交付取消	取下げ等
件数(件)	83,372	74,316	5,385	3,671
金額(千円)	-	8,801,500	-	-

※ 交付不交付の決定は令和2年度をもって終了した。

※ 不交付・交付取消・取下げ等については、同一事業者からの複数申請や、時短要請等の対象でない施設からの申請が多数あったことなどによるもの。

※ 件数・金額は返還を反映したもの。

イ 第3弾から第18弾の実績

【交付実績(成果)】 (令和5年11月末時点)

	申請	交付	不交付・ 交付取消	取下げ等
件数(件)	395,356	385,440	4,084	5,832
金額(千円)	-	584,631,572	-	-

※ 交付不交付の決定は令和4年度末をもって終了し、現在は交付取消をした事業者に対する返還請求及び債権回収、管理業務を行っている。

【返還請求及び債権回収状況】 (令和5年11月末時点)

	相手方(者)	件数(件)	金額(円)
返還請求	727 (100%)	1,583 (100%)	1,572,597,404 (100%)
【返還】	675 (92.8%)	1,361 (86.0%)	1,325,411,306 (84.3%)
返還済み	611	1,088	1,011,739,011
分割返還中	42	200	218,631,752

Ⅲ 県民生活・経済支援

(予定含む)			
強制執行 (予定含む)	22	73	95,040,543
【未返還】	52 (7.2%)	222 (14.0%)	247,186,098 (15.7%)
未返還 (訴訟対応中 等)	46	201	195,080,000
破産による訴訟 中断 等	6	21	52,106,098

※ 利息・遅延損害金、違約金を含む。

4 課題と対応

(1) 度重なる国の基本的対処方針の変更への対応

ア 課題

国の基本的対処方針は短いスパンで変わる状況であったため、それに基づき、協力金事業も極めて短期間のうちに対応を行う必要があり、次のような影響が発生した。

- ・国の基本的対処方針変更の都度、協力金制度の再構築が必要となった。
- ・制度の複雑化に伴い、申請者の提出書類不備の増加や、追加書類の提出の遅れ等が発生し、交付まで時間がかかる原因の一つとなった。

イ 対応

このような中でも、国や社会からの強い要請に応じ、協力金を迅速に交付していくため、県と受託事業者双方の体制強化に加え、自動で協力金額を計算する申請者にわかりやすい電子申請システムの開発等により対応。

(2) 不適正な案件への対応発生

ア 課題

大量の審査業務を処理する中、結果として数百件もの返還・債権管理案件が発生した。

イ 対応

大量の自治体債権の回収について、組織だった対応実績のある弁護士事務所への委任により対応。分納による返還により債権管理業務は今後も継続。

(3) 協力金事業の実施体制

ア 課題

1つの所属では対応しきれない膨大な業務量が発生した。

イ 対応

全庁的かつ機動的な応援体制や会計年度任用職員の雇用、業務受託事業者との緊密な連携といった、事業実施体制の強化により対応。

5 将来に向けた教訓

(1) 緊急事態措置等を行う際の多角的な目線での影響の考慮

令和2年4月の緊急事態措置後、感染拡大の場の一つと考えられていた飲食店等に対し営業時間短縮等の要請を行うことと併せて御協力いただいた事業者に

Ⅲ 県民生活・経済支援

協力金を交付したことは、当時極めて厳しい状況となっていた飲食店等の経営への影響を緩和する効果はあったと考える。

ただし、同様に経営上大きな影響を受けた飲食店以外の業種も数多くあったことから、不公平感を抱かれる制度であったことは否定できない。

また、協力金自体は、国の基本的対処方針に基づき県が実施する事業であるが、本県においてその回数は18回（弾）を数え、度重なる基本的対処方針の変更は、頻回の制度変更を発生させ、申請及び審査を極めて複雑なものにした。

感染拡大防止策及び事業者支援策の実効性の検証や、将来に備えた各種法制度、申請事業者の情報基盤の整備等については、国が責任をもって実施していく必要がある。

仮に将来、協力金と同様の事業を県が実施すべきこととなった場合は、可能な限りきめ細かに制度を検討したうえで対応していく必要がある。

（2）協力金事業の実施体制を構築した意義

新型コロナウイルスへの対応に伴う協力金事業は、国及び県をはじめとした地方自治体がかつて経験したことのない業務であり、最も緊急対応を迫られた取組の一つであった。

こうした中であって、事業者支援を所管する産業労働局と、行動制限措置を主導したくらし安全防災局等の各局が速やかに連携しながら、全庁的な応援体制を構築するなど、県庁の総力を挙げて取り組んだという側面からは、本事業は好事例の一つになったと考えられる。

2 (2) 大規模施設等に対する協力金

1 取組の概要

大規模施設等協力金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人流抑制の観点から、まん延防止等重点措置、緊急事態措置に伴う営業時間短縮等の要請に協力した大規模施設の運営事業者及び同施設に入居するテナント等事業者に対し交付したものの。

2 経過	
R3. 7. 1	第1弾・第2弾 申請受付開始 (第1弾に係る要請期間 R3. 5. 12～5. 31) (第2弾に係る要請期間 R3. 6. 1～6. 20)
R3. 9. 15	第1弾・第2弾 申請受付終了
R3. 7. 28	第3弾 申請受付開始 (要請期間 R3. 6. 21～7. 11)
R3. 10. 12	第3弾 申請受付終了
R3. 9. 9	第4弾 申請受付開始 (要請期間 R3. 7. 12～8. 31)
R3. 11. 18	第4弾 申請受付終了
R3. 10. 7	第5弾 申請受付開始 (要請期間 R3. 9. 1～9. 30)
R3. 12. 14	第5弾 申請受付終了
	※R4. 2月までに全ての弾の交付事務は終了

3 取組詳細

(1) 制度概要

対象施設及び協力金の算出方法を以下の通り定め、実施した。

- ・主な対象施設
営業時間短縮等の要請に協力した建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える特定の大規模施設及び同施設内で事業を営むテナント
- ・算出方法
大規模施設…施設の自己利用部分面積と営業時間短縮率等に応じて算出
テナント等…テナントの床面積と営業時間短縮率に応じて算出

(2) 交付実績

ア 第1弾・第2弾

- ・交付件数 2,963件(大規模施設 273件、テナント 2,690件)
- ・交付額 1,547,461千円

イ 第3弾

- ・交付件数 2,065件(大規模施設 184件、テナント 1,881件)
- ・交付額 603,967千円

ウ 第4弾

- ・交付件数 3,031件(大規模施設 266件、テナント 2,765件)
- ・交付額 1,834,451千円

エ 第5弾

- ・交付件数 2,982件(大規模施設 264件、テナント 2,718件)
- ・交付額 1,152,242千円

4 課題と対応

(1) 課題

- ・国の基本的対処方針変更の都度、協力金制度の再構築及び制度変更に対応した申請、審査体制を整える必要があった。

(2) 対応

- ・交付金額の計算方法等、制度が複雑な中で申請者が混乱せず申請でき、審査がスムーズに行えるよう、交付金額の算定シートを作成し、自動で計算結果が出るなどの工夫を行った。
- ・申請手続きの簡素化を図るため、大規模施設が営業時間短縮を証する書類を提出した場合は、当該施設に入居するテナントの申請にあっては提出書類を省略できることとするなどの工夫を行った。
- ・生活必需品販売者が対象外であるなど、当初の想定より申請件数が少なかったため、事業者へのヒアリングをするなど実態の把握に努めた。

5 将来に向けた教訓

(1) 大規模施設等協力金制度について

大規模施設等協力金制度は、大規模商業施設など多くの時間短縮営業実施に繋がり、要請遵守に一定の効果があったと考える。

一方、劇場など一部の施設については、国の基本的対処方針で、休業・時短要請の対象とされながら、協力金を交付する場合の財源が、国の地方創生臨時交付金(協力要請推進枠)の対象外となるなどの課題もあった(このことは、全国知事会でも、「協力要請推進枠による支援の対象について、基本的対処方針において休業・時短要請の対象とされながら施設運営事業者に対する協力金が協力要請推進枠の対象外となっている施設を加えること」との要請を行っている。)

これらのことも踏まえ、感染症拡大防止策及び事業者支援策の実効性の検証や、将来に備えた各種法制度の整備については、国が責任をもって実施していく必要がある。

仮に将来、同様の事業を行うような事態になった際には、国に対し詳細な制度設計をするよう要望するとともに、県としても可能な限りきめ細かに制度を検討したうえで対応していく必要がある。

(2) 大規模施設等協力金実施体制について

大規模施設等協力金も飲食店向けの協力金と同様に、これまでに経験したことのない業務であった。国の基本的対処方針や制度設計が不十分であったために、県職員は多大な労力を費やすことを余儀なくされたが、本事業においても、所管する

Ⅲ 県民生活・経済支援

産業労働局をはじめ、全庁的な応援体制を構築するなど、県庁の総力を挙げて取り組んだ事業という側面からは、好事例の一つになったと考えられる。

なお、幅広い業種の事業者に対する一律の支援については、公平性、迅速性の観点から、必要となる施策を国が責任をもって検討・実施すべきと考える。

そのうえで、県として、事業者に寄り添ったきめ細かな支援策を迅速に展開できるよう、情報基盤の整備や効果的な広報について、国とも連携しながら、全庁的に検討していく必要がある。

2 (3) 感染防止対策用具の無償貸与

1 取組の概要

会食時の飛沫感染を防ぐためには、アクリル板により遮蔽し、飛沫の拡散を防止する、飛沫を換気により排出する、そして加湿により浮遊する飛沫を減らすことが有効と言われており、令和2年5月から募集を開始した「中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」では、感染防止対策用具も補助対象としていたが、第2波が拡大する中で、飲食店における感染防止対策が急務となった。

そこで、県内飲食店に対し、「アクリル板」、「サーキュレーター」、「加湿器」を緊急的に無償で貸出す事業を、令和2年11月25日から開始した。さらに、12月9日から、二酸化炭素の濃度により換気のタイミングを知ることができる「CO2濃度測定器」を貸出物品に追加した。

その後、当該事業と飲食店が自ら設置したものを合わせ、県内飲食店のほとんどの店舗にアクリル板が設置され、事業の一定の目的が達成されたため、令和3年11月末で申込受付を終了した。

2 経過	
R2. 11. 25	アクリル板、サーキュレーター、加湿器の貸出開始
R2. 12. 9	CO2濃度測定器の貸出開始
R3. 1. 6	厚木合同庁舎においてアクリル板貸出を開始
R3. 2. 3	横須賀合同庁舎、平塚合同庁舎、小田原合同庁舎においてアクリル板貸出を開始
R3. 11. 30	申込受付終了

3 取組詳細

(1) 事業の概要

新型コロナウイルスの感染防止対策として、県内飲食店に限定して、「アクリル板」「CO2濃度測定器」「サーキュレーター」「加湿器」を無償で貸し出す。

(2) 対象となる事業者

県内の飲食店（飲食店の営業許可又は喫茶店の営業許可）

(3) 貸出期間

6週間 ※ 貸出期間終了後、低廉な価格で購入いただくことも可能

(4) 申込方法

ホームページ内の申込フォーム又は電話

(5) 貸出の流れ

ア フォームメールまたは電話で物品の貸出申請を受け付ける。

イ 在庫を確保できた場合は、申請者に連絡し、引取日時を調整する。

ウ 引取日時に来所した申請者に借用書等の必要書類を記入いただき、要件を確認のうえ、物品を貸し付ける。

エ 貸出から概ね4～5週間後に申請者あて連絡し、買い取るか、返却するか意思を確認する。

オ 買取の場合は、譲渡申込書を送付。受領後、納入通知書を送付して支払いを受ける。

Ⅲ 県民生活・経済支援

カ 返却の場合は、持込日時を申請者と調整し、当日返却を受ける。

(6) 貸出場所

地区	貸出物品	貸出会場
横浜	アクリル板、CO2 濃度測定器、サーキュレーター	かながわ労働プラザ（住所：横浜市中区寿町1-4）
横須賀	アクリル板	横須賀合同庁舎（住所：横須賀市日の出町2-9-19）
厚木	アクリル板	厚木合同庁舎4号館（住所：厚木市水引2-3-1）
平塚	アクリル板	平塚合同庁舎（住所：平塚市西八幡1-3-1）
小田原	アクリル板	小田原合同庁舎（住所：小田原市荻窪350-1）

(7) 受付数

アクリル板	267,345 枚
サーキュレーター	9,119 台
加湿器	3,607 台
CO2 濃度測定器	8,405 台

4 課題と対応

(1) アクリル板の処理に関する周知

飲食店等から排出されるアクリル板は、事業活動に伴って生じる産業廃棄物（廃プラスチック類）に該当するため、適正に処理するよう、貸出事業者に対して周知を行った。

(2) 返却後のアクリル板等の活用

返却を受けたアクリル板やサーキュレーター等は、県内の学校や県立施設等に送付し、活用いただいた。

(3) 貸出期間終了後の譲渡等の処理

貸出期間終了後は多くの事業者が買取を希望し、譲渡承認、調定、収納管理等の手続きが短期間に大量に発生した。中には買取等の意思確認ができなかったり、代金納付が遅れる事業者もあったが、電話・現地訪問等による丁寧な説明や督促に努め、概ね円滑に処理することができた。

5 将来に向けた教訓

今後、新型コロナウイルスのような感染症が発生した場合に、飲食店等で感染防止対策に必要な物品を、県内全域で迅速に貸し出すことができるよう、今回のスキームの手順書やマニュアルを、しっかり共有しておく必要がある。

また、貸出物品の譲渡代金については、税金等と異なり金融機関の窓口でのみの収納となり、飲食店にとっては不便という声があったことから、県の公金収納のキャッシュレス化を推進して一層の利便性向上を図る必要がある。

3 事業者支援

(1) 事業者支援体制の構築

1 取組の概要

産業労働局では、協力金の交付等、事業者を支援するために新たに実施する事業に対して、全庁コロナシフトの下、支援に必要な体制を構築した。

体制構築当初は、それまで経験がなかった事業を実施するにあたり、決裁ルートの整理やサービス管理、契約業務など、平時を想定したルールに苦慮することが多かったが、関係局と逐次協議を重ね、見直しが行われたことで、業務を円滑に進めることができるようになった。

2 経過	
R2. 5	協力金（第1弾・第2弾）・補助金等に係る支援体制の構築
R2. 12	協力金（第3弾以降）・補助金等に係る支援体制の構築
R3. 4	約230人による支援体制（協力金約120名、補助金約70名、その他約50名）
R3. 5	協力金審査業務の増員（約170名体制）
R3. 9	協力金審査業務の増員（約190名体制）
R4. 3	約260人による支援体制に移行（協力金約160名、補助金約50名、その他約50名）
R5. 4	約60人による支援体制に移行（協力金約20名、補助金約40名）

3 取組詳細

(1) 応援職員の派遣要請

支援体制の構築に当たり、飲食店等に対する協力金の交付など、事業者を支援するために新たに実施する事業について、担当する所管課が事業の規模や業務委託の有無等を勘案し、必要な人員を算定して、応援職員の派遣を局内外に要請した。

要請に当たっては、業務量や内容を的確に把握し、応援職員への依頼内容と実際の業務内容との乖離を防ぐよう努めた。特に、協力金の交付事務については、新たな協力金の弾が発生し続け（結果的に第18弾まで実施）、終わりの見えない業務に対し、短期間での交代が前提の応援職員では、現場のニーズとのミスマッチが生じる課題があったことから、関係部局と相談・連携し、長期派遣が可能な業務の「核」となる応援職員を配置することで、ミスマッチの解消に努めた。

(2) 会計年度任用職員の雇用

事業を実施する所属の職員や、応援職員だけでは対応できない事業については、会計年度任用職員を雇用して対応した。

(3) 執務場所の確保

協力金や補助金の審査事務等を行う執務場所について、県庁大会議場や議会会議室などへの移転を繰り返したため、安定的に実施できるよう、新たに県庁周辺の賃貸オフィスを確保した。

4 課題と対応

(1) 事業者・県民からの膨大な問合せへの対応

飲食店等に対する協力金や県内消費喚起対策事業（かながわP a y）は、事業者・県民の関心が極めて高く、所管課に対して、「いつ協力金が支払われるのか」「審査はどうなっているのか」「かながわP a yはどのお店で使えるのか」といった問合せが殺到し、担当職員以外も対応せざるを得ない状況となり、業務に支障が生じていた。

そこで、こうした問合せに対応する窓口を一本化し、専従の応援職員や会計年度年度任用職員を配置するとともに、問合せ内容を類型化し、ホームページに「よくある問合せ」として掲載することなどにより、業務の軽減に努めた。

(2) 決裁権限・ルートの整理

事業開始当初は、起案・決裁権限を持たない応援職員が現場に多く配置されていたため、特定の所管課職員や現場に常駐できない所属長に起案・決裁業務が集中するなどの業務負担が生じていた。

その後、関係局と調整し、人事異動による増員や担当課長の配置、決裁権限の委譲等が可能になったことで、業務を円滑に進めることができるようになった。

(3) サービスの管理

応援職員の配置当初は、応援先への通勤の扱いや休暇・時間外勤務の申請先など、サービスの整理が浸透しきっておらず、応援職員の派遣期間や切り替わるタイミングもバラバラであったため、勤怠管理に混乱が生じていた。

また、現場に常駐していない所管課のグループリーダーに応援職員の時間外勤務承認業務が集中し、業務負担が生じる一方で、現場の応援幹部職員が時間外勤務の状況を把握しにくくなるなど、サービス管理に支障が生じていた。

そこで、時間外勤務や休暇の状況について、所管課が定期的に現場の応援幹部職員と共有するとともに、サービス申請に疑義がある場合は、その都度現場の幹部職員に確認するなどの対応を整理し、改善に努めた。

(4) 共同作業への対応（電子メール、ファイル交換、共用サーバー等）

応援職員が共同作業を行うためには、業務用メールの転送設定やファイル交換の承認権者の追加、共用サーバーの読書権限の付与などの設定を、所管課がシステム上で行う必要があったが、応援職員の派遣期間や切り替わるタイミングがバラバラであったため、その都度対応せざるを得ず、業務負担が生じていた。

その後、人事異動による増員や担当課長の配置等により、これらの設定業務を円滑に進めることができるようになった。

(5) 審査業務の質の確保

短期の応援職員については、業務内容を説明し引き継いでも、業務に慣れた頃には交代となり、後任の応援職員に業務内容の説明を繰り返すなどの業務負担が生じていたほか、結果として特定の職員に業務が集中し、審査業務の質の確保に苦慮する状況が生じていた。

その後、人事異動による増員や長期の応援職員の配置などにより、職員の異動

Ⅲ 県民生活・経済支援

や退職・雇用時期が重なる年度末・年度初めを除いて、円滑に審査業務を進めることができるようになった。

(6) 支援体制構築に伴う法定事項に係る業務への対応

新たに県庁周辺のテナントを執務場所として確保したが、これに伴い、防火・防災管理者の選任や消防計画の作成、消防査察への対応等が必要となった。

また、人事異動による増員や会計年度任用職員の新規雇用に伴い、所管課において新たに衛生管理者を選任し、衛生委員会を月1回以上開催するなど、法定事項に係る業務にも対応する必要性が生じた。

5 将来に向けた教訓

(1) 緊急時における事業者・県民対応

飲食店等に対する協力金やかながわPayなど、事業者・県民の関心が極めて高い事業については、その情報が対外的に発表された瞬間から、電話やフォームメール、来庁者が殺到し、担当者はもとより、所管課全体がその対応に忙殺され、業務に著しい支障が生じることを実感した。

そこで、今後こうした注目度の高い施策を実施する際には、関係局との連携のもと、例えば、事業者や県民からの問い合わせに対応するための応援職員をあらかじめ指定しておくなどの対応を図るとともに、ホームページ上での「よくあるお問合せ」の掲載やチャットボットの活用等によって、問合せそのものを減らしていく対策を講じる必要がある。

(2) 緊急時における業務の円滑化

サービスや決裁、情報化関連など、適正な業務遂行の観点から定められている平時におけるルールは、緊急時における迅速な業務遂行の観点からは、どうしても支障となってしまいう事例が多かった。

関係局との調整により適宜ルールの見直しが行われたことで、円滑に業務を進めていくことができたが、今後、同様の事態が生じた際にも迅速に対応できるよう、支障となる事例を共有しておく必要がある。

(3) 効果的な広報や情報基盤の整備

緊急時においては、「自らが使える支援策をできるだけ早期に届けてほしい」という事業者・県民の強いニーズがある。

今般のコロナ対応では、LINE公式アカウント「神奈川県新型コロナ事業者サポート」を活用することなどにより、県の支援策がより多くの事業者・県民に届くよう工夫してきたが、今後は、例えば国がすでに保有している事業者情報を活用した、全国共通の情報基盤による効果的な広報や支援策を検討していく必要がある。

3 (2) 消費喚起対策

ア 県内工業製品購入促進事業

1 取組の概要

県内の工場で製造され、一般に流通している完成された製品・商品を購入した際の、割引クーポンを発行することで、県内製造業を支援した（かもめクーポン）。

2 経過

R2. 10. 22	かもめクーポン発行・利用開始
R4. 2. 13	かもめクーポン発行終了
R4. 2. 15	かもめクーポン利用終了

3 取組詳細

(1) 対象となる製品

県内の工場・工房で製造された完成された製品（一般に流通し、製造されているもの。部品・部材は除く。）

<令和2年10月22日～令和3年6月15日まで>

希望小売価格等が単価10万円以上（税抜）のもの

<令和3年6月16日～令和4年2月15日まで>

希望小売価格等が単価3万円以上（税抜）のもの

(2) 対象となる事業者

県内の工場・工房で、本事業の対象となる製品を製造する事業者等

(3) 利用できる方

神奈川県内在住の個人又は県内に所在する法人（事業所）

(4) 割引額と上限額

対象製品1つ当たり最大20万円（税抜希望小売価格等の10%以内）

購入者1人（1事業者）当たり上限100万円

(5) 利用実績

利用件数 11,582件

利用金額 1,061,405千円

製品価格（税抜希望小売価格等）	クーポンの金額
3万円以上5万円未満	3,000円
5万円以上10万円未満	5,000円
10万円以上15万円未満	10,000円

Ⅲ 県民生活・経済支援

15万円以上 20万円未満	15,000円
20万円以上 35万円未満	20,000円
35万円以上 50万円未満	30,000円
50万円以上 75万円未満	35,000円
75万円以上 100万円未満	45,000円
100万円以上 150万円未満	50,000円
150万円以上 250万円未満	75,000円
250万円以上 400万円未満	125,000円
400万円以上	200,000円

4 課題と対応

当初、単価 10 万円以上（税抜）の製品を対象としていたが、より多くの製品の販売を促進するため、令和 3 年度事業（クーポン利用期間：令和 3 年 6 月 17 日から令和 4 年 2 月 15 日まで）から、単価 3 万円以上（税抜）の製品に拡充した。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、事業者の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

イ 県内消費喚起対策事業（かながわP a y）

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上げが減少している県内産業を支援するため、消費者が県内の小売店・サービス事業者・飲食店等において、「かながわP a y」を通じて二次元コード決済サービスで代金を支払った際、決済額の最大 20%の金額に相当するポイント（1人あたり上限 30,000 円相当分）を消費者に還元する取組を実施した。

<キャンペーン概要>

ポイント付与上限額：1人あたり 3万ポイント

（令和3年12月23日に付与上限額を1万ポイントから3万ポイントへ引き上げ）

ポイント還元率：中小企業及び小規模事業者 20%

大企業 10%

対象決済サービス：auPAY、d払い、はまPay、LINE Pay、楽天ペイ

2 経過	
R3. 10. 25	第1弾 キャンペーン開始（還元総額 70 億円）
R3. 12. 23	1人あたり付与上限を 10,000 ポイントから 30,000 ポイントに引き上げ
R4. 1. 17	ポイント付与期間を 4月 30日、ポイント利用期間を 5月 31日まで延長
R4. 4. 15	予算上限に到達したためポイント付与終了
R4. 5. 31	ポイント利用期間終了
R4. 7. 19	第2弾 キャンペーン開始（還元総額 100 億円）
R4. 10. 30	予算上限に到達したためポイント付与終了
R5. 1. 31	ポイント利用期間終了

3 取組詳細

（1）第1弾の実績

アプリダウンロード数：約 100 万ダウンロード

加盟店数：約 18,000 店舗

累計決済額：約 600 億円

（2）第2弾の実績

アプリダウンロード数：約 185 万ダウンロード

加盟店数：約 24,000 店舗

累計決済額：約 900 億円

4 課題と対応

第1弾開始当初は利用が低調であったため、1人あたりポイント付与上限引上げ、期間延長を行うとともに、広報に力を入れたことで、徐々に利用が伸びた。

Ⅲ 県民生活・経済支援

第2弾では加盟店舗数の増加に注力し、第1弾開始時の2倍以上の店舗に参加していただいた。結果として第1弾を大きく上回るペースの利用があり、大きな消費喚起効果をもたらすことができた。

なお、第1弾では、他の年代に比べて60代以上の高齢者の利用者が少ないという課題があったが、第2弾では、主に高齢者を対象とした、県内各地の商業施設等で利用者説明会や県内のドコモショップ全店舗で利用者サポートを実施したところ、60代以上の利用者が2倍以上となった。

また、かながわPayアプリについても、利用者及び加盟店からの声をもとに、決済完了画面や加盟店検索機能等のアプリ改修を行い、利便性の向上に努めた。

5 将来に向けた教訓

新型コロナウイルスの感染拡大時の、非接触のキャッシュレス決済の促進と消費の下支えという当初の目的に加え、5類移行後も、長引く物価高騰から事業者、消費者双方を支援するため、還元総額100億円で、かながわPay第3弾を実施し、県内に大きな消費喚起効果を上げることができた。

ウ 商店街等プレミアム商品券支援事業

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等の活性化及び地域における消費を喚起するため、令和2年度から、商店街団体等が実施するプレミアム商品券発行事業を支援した。

なお、令和5年度においては、地域における消費を喚起することにより、物価高騰等の影響を受けている商店街の活性化を図ることを目的として実施している。

2 経過

R2. 7. 13	令和2年度 募集の開始
R2. 8. 28	募集の締切
R2. 10. 13	令和2年度 2次募集の開始
R2. 11. 27	2次募集の締切
R3. 10. 25	令和3年度 募集の開始
R4. 1. 11	募集の締切
R4. 4. 21	令和4年度 1次募集の開始
R4. 7. 29	1次募集の締切
R4. 9. 5	令和4年度 2次募集の開始
R4. 12. 16	2次募集の締切
R5. 4. 20	令和5年度 募集の開始
R5. 12. 1	募集の締切

3 取組詳細

(1) 補助対象者

商店街団体、商工会、商工会議所 等

(2) 補助対象事業

商店街団体等がプレミアム商品券を発行する事業

(3) 主な補助条件

ア 新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少等の影響が生じていること。(令和2～4年度)

イ 「感染防止対策取組書」を推進していること。(令和2～4年度)

ウ 「マスク飲食実施店認証制度」及び「キャッシュレス・消費喚起事業(かながわPay)」を推進していること。(令和4年度)

エ 商店街の歩行者通行量、売上高及び地域住民の満足度等の事業実施効果が継続して見込まれること。(令和2～5年度)

(4) 補助率

補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)の3/4以内

(5) 補助額の上限及び下限

ア 令和2年度

補助額の上限1,000千円、下限150千円

イ 令和3年度

1商店街当たり 補助額の上限2,000千円、下限150千円

Ⅲ 県民生活・経済支援

※ 複数の商店街団体等が連携して実施する場合、最大 5,000 千円

※ 2回まで交付申請可

ウ 令和4～5年度

1 商店街(正会員数が40以下の団体)当たり

補助額の上限1,000千円、下限150千円

1 商店街(正会員数が41以上の団体)当たり

補助額の上限2,000千円、下限150千円

※ 複数の商店街団体等が連携して実施する場合、最大 5,000 千円

※ 令和4年度のみ、2回まで交付申請可

(6) 募集期間

上記「2 経過」記載のとおり

(7) 予算額^{※1}、交付件数及び交付額

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
予算額	20,000 千円	100,000 千円 ^{※2}	160,617 千円	122,800 千円
交付件数	17 件	32 件	69 件	—
交付額	13,093 千円	73,948 千円	155,056 千円	—

※1：補正後の最終予算額

※2：執行残額については、全額繰越明許費を設定した。

4 課題と対応

商店街団体等のニーズを的確に把握し、活用しやすい支援スキームを迅速に検討する必要があった。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、商店街団体等の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

3 (3) 補助金・交付金

ア 宿泊施設感染症対策等事業費補助金

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けた宿泊事業者を支援するため、①感染拡大防止策に必要となる設備等の導入経費や、②ワーケーション・スペースの設置等の新たな需要に対応するための取組に要する経費に対する補助を実施した。

2 経過

R3. 7. 30	申請受付開始
R3. 10. 29	申請受付終了
R3. 12. 20	事業計画の変更(増額)申請受付終了
R4. 1. 24	補助事業の中止・廃止申請受付終了 補助事業遅延の連絡受付終了
R4. 2. 10	実績報告書提出受付終了

3 取組詳細

(1) 制度概要

事業区分	取組事例	補助率	補助上限額
1 感染防止対策に必要となる設備等の導入事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品（マスク、消毒液等） ・アクリル板、換気設備 ・非接触型チェックインシステム など 	令和2年度分：1/2 令和2年5月14日から令和3年3月31日までに着手し、令和4年1月31日までに完了する事業	1 施設：500万円
2 新たな需要に対応するための体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーケーション等の環境整備 ・通信環境整備 ・外国人対応整備 ・バリアフリー整備 など 	令和3年度分：3/4 ※令和3年度の補助率上乘せ分の予算が上限に達した9月14日消印以降は1/2 令和3年4月1日以降に着手し、令和4年1月31日までに完了する事業	旅館業法の許可番号を付与された施設ごとの上限額

(2) 予算額及び実績

予算額	決算額	件数
2,685,868,000円 (R3年度6月補正) △1,126,610,000円 (R3年度2月補正)	1,398,535,063円	804件 (R2年度分262件) (R3年度分542件) ※
執行率 89.7%		

※ 事故繰越1件を含む。(新型コロナウイルスの感染拡大の影響により年度内に事業が終了しなかったため)

4 課題と対応

(1) 宿泊事業者への補助について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光事業者は、厳しい状況の中、観光需要の回復後を見据えて、感染防止対策をはじめとする受入環境整備に取り組んでいた。とりわけ、宿泊事業者は、客室のほか、浴場、食事処など、多くの施設や設備を有していることから、より重い負担が生じている状況にあった。

そこで、宿泊事業者が行う感染防止対策やワーケーション・スペースの設置等を支援するために令和3年6月補正予算において、国の補助金を活用して、新たな補助制度を創設した。

また、先行して整備を行った事業者も支援するため、感染防止対策の業界ガイドラインが策定された令和2年5月に遡って補助するとともに、新規整備については、県独自で、補助率を上乗せした。

(2) 効果的な支援への取組

新型コロナウイルス感染症拡大により深刻な影響を受けた県内の宿泊事業者を効果的に支援するためには、実態に即した補助メニューの設定及び本事業の周知を徹底する必要があった。

そこで、事前に観光庁に赴き、意見交換を行うとともに、宿泊事業者に対してヒアリングやアンケートを行い、補助メニューの設定を行った。

また、補助対象者(旅館業法の許可を持つ者)に対して個別に補助金案内及び必要書類を送付することで、本事業の認知度の向上を図った。

5 将来に向けた教訓

(1) 交付決定までに要する時間の短縮について

申請件数が多い場合、申請書類の不備対応などで交付決定までに相当の時間を要してしまい、迅速に事業者への支援を行うことが難しくなる。そのため、申請書類の提出方法を電子化するなどの対応を行う必要がある。

(2) 業務委託について

本事業実施に当たり、①短期間に大量の応募が想定される補助金交付申請に係る事務処理能力、②業務の実施に必要な作業員の確実かつ速やかな確保が必要であったため、これらの点を補うために事業の一部を業務委託した。

Ⅲ 県民生活・経済支援

コールセンター業務については、県職員の電話対応の削減への大きな助けとなった。審査業務については、不足書類の補填や、金額の計算等、個別担当者の判断が必要ない業務については大きな問題も無く行えた。一方で補助対象の適否等、判断が必要な業務については、委託事業者との意思疎通を徹底し、審査基準の認識のすり合わせを綿密に行う必要がある。

イ IoT 導入支援事業費補助金

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症による事業環境への影響を乗り越えるため、県内中小企業における無線通信ネットワークの整備構築によるスマート工場化を支援した。

2 経過

R2. 6. 29	募集開始
R2. 9. 11	交付決定（8社）
R2. 12～ R3. 1	補助事業完了

3 取組詳細

県内中小企業8社に対して、無線通信ネットワークの環境整備に要する費用のうち機器装置費やソフトウェア費を補助するとともに、希望により情報化、情報関連技術などの専門家による支援を行うことで、設備稼働状況の遠隔監視、工程管理システム導入等のスマート工場化を実現した。

4 課題と対応

中小企業のデジタル化には、経営者の意識改革やデジタル人材の確保など、複数の課題がある。そのため、設備等に係る導入費用単独の補助だけでは、根本的な課題解決にはつながらないことから、多方面からの支援施策を検討する必要がある。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、事業者の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

ウ 感染症対策型ビジネスモデル創出支援事業費補助金

1 取組の概要

県内に本社機能を有する施設又は工場を有する企業が、県民等への優先的な供給を目的にマスクやアルコール消毒液等の生産設備を導入する際に係る経費を補助した。(上限2億円(生産規模の要件を満たす場合)、補助対象経費の10/10)

2 経過

R2. 5. 11 ~ R2. 5. 22	募集期間
R2. 6. 17	交付決定(1社)
R2. 10. 30	補助事業完了

3 取組詳細

新型コロナウイルス感染症の拡大によるマスク、アルコール消毒液等(アルコール消毒液及びアルカリ性次亜塩素酸ナトリウム水溶液)の生活衛生用品の不足に対応するため、県民等への優先的な供給を目的に、事業者の生産ラインの増強、新規生産ラインの設置、生産設備の導入等に要する費用を補助した。

採択事業者により、月180万枚のマスク生産が可能となり、県内へのマスク供給に貢献した。

4 課題と対応

県内に立地する多様な業種の企業情報の把握をしておく必要がある。それにより、非常時に適応した施策等の立案を早期に進めることが可能となる。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、事業者の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

エ 産業技術総合研究所交付金

1 取組の概要

(1) 試験計測等料金の減免

県内に事業所をもち、「令和2年新型コロナウイルス感染症」を事由として、セーフティネット保証4号の認定を受けている中小企業に対して、神奈川県立産業技術総合研究所（以下、「KISTEC」という。）の依頼試験、機器使用の料金を50%減額した。

(2) 商品・技術開発のためのローカル5G実証環境の整備

県内企業における、IoT等の先端技術の導入、新たな商品やサービス等の開発を促進するため、KISTECにローカル5Gの実証環境を整備した。

(3) 新型コロナウイルス感染症に対応する製品の性能評価サービスの実施

企業が開発した抗ウイルス製品の性能評価へのニーズに応えるため、KISTECにおいて、新型コロナウイルス感染症に対応した性能評価サービスを実施した。

2 経過

R2. 6. 8	【(1) 試験計測等料金の減免】 要件に該当する企業に対して減額措置を開始 減額措置終了
R3. 3. 26	
R2. 11. 6	【(2) 商品・技術開発のためのローカル5G実証環境の整備】 ローカル5G等無線通信に係る無線通信ネットワーク整備設計施工着手 ローカル5G等無線通信に係る無線通信ネットワーク整備設計施工完成 ローカル5G無線局免許を取得
R3. 3. 30	
R3. 3. 31	
R2. 12. 25	【(3) 新型コロナウイルス感染症に対応する製品の性能評価サービスの実施】 相談・申込受付開始

3 取組詳細

(1) 試験計測等料金の減免

減免制度利用件数：151件

減免総額：9,326,725円

(2) 商品・技術開発のためのローカル5G実証環境の整備

県内企業等がローカル5G等無線通信を利用できる実証用スペースを整備した。また、ローカル5Gのほか、sXGP（プライベートLTE）やLoRaWAN（広域省電力無線）の通信環境を整備した。

<令和3年度実績> 共同研究5件

<令和4年度実績> 技術支援1件、共同研究3件

(3) 新型コロナウイルス感染症に対応する製品の性能評価サービスの実施

新型コロナウイルスに対する抗ウイルス性能（ウイルス粒子を破壊または変性することで、生物の細胞に侵入して増殖する機能を失わせること。）を評価した。

Ⅲ 県民生活・経済支援

- ＜令和2年度実績＞ 0件
- ＜令和3年度実績＞ 20件
- ＜令和4年度実績＞ 2件

4 課題と対応

県内企業に対する短期的な支援とともに、社会の急激な変化を踏まえた中長期的な支援体制の構築との両立が求められる状況において、地方独立行政法人の優位性を活かし、迅速且つ適切な取組を実施した。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、事業者の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

オ 中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた中小企業者等に対して、非対面型ビジネスモデル構築、感染症拡大防止、ITサービス導入、生産設備等導入又はビジネスモデル転換等に取り組む経費の一部を補助する。

主な取組は、感染症拡大を防止するための換気設備やアクリル板等の購入を補助するものや、既存事業から新たな事業への転換に必要な費用の一部を補助するビジネスモデル転換事業を実施した。

2 経過	
R2. 5. 22	令和2年度再起促進事業費補助金（再起支援型・緊急支援型） 申請受付開始 （非対面ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業、ITサービス導入事業、生産設備等導入事業、ビジネスモデル転換事業）
R2. 6. 15	令和2年度再起促進事業費補助金（緊急支援型） 申請受付終了
R2. 6. 30	令和2年度再起促進事業費補助金（再起支援型） 申請受付終了
R2. 8. 3	令和2年度感染症対策事業費補助金 申請受付開始 （非対面ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業、ITサービス導入事業、生産設備等導入事業）
R2. 10. 30	令和2年度感染症対策事業費補助金 申請受付終了 （ITサービス導入事業、生産設備等導入事業）
R2. 12. 4	令和2年度感染症対策事業費補助金 申請受付終了 （非対面ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業）
R3. 5. 19	令和3年度感染症対策事業費補助金 申請受付開始 （感染症拡大防止事業、非対面ビジネスモデル構築事業、ビジネスモデル転換事業）
R3. 6. 18	令和3年度感染症対策事業費補助金 申請受付終了 （ビジネスモデル転換事業）
R3. 7. 30	令和3年度感染症対策事業費補助金 申請受付終了 （感染症拡大防止事業、非対面ビジネスモデル構築事業）
R3. 10. 18	令和3年度感染症対策事業費補助金 申請受付開始 （感染症拡大防止事業・第2次）
R3. 12. 17	令和3年度感染症対策事業費補助金 申請受付終了 （感染症拡大防止事業・第2次）
R4. 1. 20	令和3年度感染症対策事業費補助金 申請受付開始 （感染症拡大防止事業・第3次）
R4. 2. 18	令和3年度感染症対策事業費補助金 申請受付終了 （感染症拡大防止事業・第3次）
R4. 4. 1	令和4年度ビジネスモデル転換事業費補助金 申請受付開始
R4. 5. 31	令和4年度ビジネスモデル転換事業費補助金 申請受付終了

3 取組詳細

(1) 令和2年度再起促進事業費補助金

- ア 非対面ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業
交付件数 2,458件 交付額 1,364,733千円
- イ ITサービス導入事業
交付件数 261件 交付額 142,363千円
- ウ 生産設備等導入事業
交付件数 251件 交付額 364,754千円
- エ ビジネスモデル転換事業
交付件数 108件 交付額 2,503,403千円

(2) 令和2年度感染症対策事業費補助金

- ア 非対面ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業
交付件数 3,751件 交付額 2,202,556千円
- イ ITサービス導入事業
交付件数 210件 交付額 114,792千円
- ウ 生産設備等導入事業
交付件数 272件 交付額 393,072千円

(3) 令和3年度感染症対策事業費補助金

- ア 感染症拡大防止事業、非対面ビジネスモデル構築事業
交付件数 1,571件 交付額 966,565千円
- イ ビジネスモデル転換事業
交付件数 304件 交付額 4,723,041千円
- ウ 感染症拡大防止事業(第2次)
交付件数 1,579件 交付額 531,830千円
- エ 感染症拡大防止事業(第3次)
交付件数 1,225件 交付額 371,459千円

(4) 令和4年度感染症対策事業費補助金

- ア ビジネスモデル転換事業(令和5年12月末時点)
交付件数 384件 交付額 5,463,371千円

4 課題と対応

令和2年度及び3年度は、コロナ禍による影響を受けた中小企業に対し、感染拡大防止の取組やビジネスモデル転換の取組を支援してきた。とりわけ感染症拡大防止の取組に対する補助については、2年間で5回の公募を行うなど、事業者に対し手厚い補助を行った。

令和4年度は、次の段階として、感染拡大防止に留意しつつもウィズコロナ時代を見据え、コロナ禍にあっても対応できるような事業の構築を推進するため、ビジネスモデル転換事業への補助のみ実施した。また、事業者から申請期間が短いとの声が上がっていたため、申請期間を1か月から2か月にする等の対応を行った。

更に、「ビジネスモデル転換事業」への補助について、一部の補助事業者は事業計画どおりに進捗しておらず、継続的なフォローアップが必要であるという課題があったため、令和4年度から、専門家(中小企業診断士等)を派遣し、財務指導や経営課題の洗い出しをするなど継続的な支援を行った。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難だったとも言える状況の中、その時々求められる支援施策を打ち出し続けたが、コロナ禍以降も、中小企業等を取り巻く状況は目まぐるしく変化しており、電気やガス等エネルギー価格や原材料価格の高騰等によって、事業に影響を受けている中小企業者等を支援していく必要性が生じている。

このため、令和5年度は賃上げを含む新たな付加価値の創造を実現するための「ビジネスモデル転換事業費補助金」を実施している。中小企業が今後も急速に変化し続ける社会経済環境に適応し「稼ぐ力」をつけて、継続的な発展を遂げるためには、適時適切な施策を講じ続けていく必要がある。

カ 事業承継補助金

1 取組の概要

中小企業では、経営者の高齢化が進み、事業承継が喫緊の課題となっており、廃業予定者のうち約3割が、後継者難をその理由としてあげている。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が悪化し廃業等が拡大していくことが懸念された。

そこで、第三者への事業承継後に譲受前の従業員を引き続き雇用する場合の人件費を補助することで、事業の継続と雇用の維持を図った。

また、令和4年度9月補正予算により補助内容等を拡充し、事業承継に取り組む中小企業者（買い手及び売り手）が専門家等による企業価値の算定を実施する場合に係る費用等の補助を行った。

2 経過	
R2. 7. 10	令和2年度 公募開始
R3. 1. 31	令和2年度 公募終了
R3. 5. 10	令和3年度 公募開始
R3. 12. 28	令和3年度 公募終了
R4. 5. 19	令和4年度 公募開始
R4. 11. 16	補助内容の拡充
R5. 1. 31	令和4年度 公募終了

3 取組詳細

年度	交付件数	交付金額
令和2年度	4件	3,300千円
令和3年度	3件	2,600千円
令和4年度	15件	12,550千円

4 課題と対応

令和2年度、令和3年度は実績が少なかったため、支援機関等に聞き取りを行い、その結果を踏まえて、令和4年度補正予算により補助内容を拡充した。

これにより、令和4年度は利用件数が一定程度増加し、事業承継に取り組む事業者の支援を行うことができた。

5 将来に向けた教訓

事業承継は、経営者の高齢化に加え、物価高騰などの影響もあり、喫緊の課題となっており、令和5年度においても当補助を実施している。価格転嫁が難しい中小企業を中心に物価高倒産が増加し、今後も廃業等の拡大が懸念されており、引き続き支援に取り組んでいく必要がある。

キ 商店街等再起支援事業費補助金

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少などの影響を受けた商店街団体等に対して、新型コロナウイルスに係る感染拡大抑制期間中にできる商店街活動や終息後になすべき商店街活動など、感染症拡大防止又は再起を図る事業を支援した。

2 経過

R2. 5. 22	募集の開始（募集締切日 7 月 22 日）
R2. 7	6 月補正予算により予算額を増額
R2. 7. 21	募集期間の延長（募集締切日 8 月 28 日（金））
R2. 8. 27	募集期間の再延長
R2. 9. 28	募集の締切

3 取組詳細

(1) 補助対象者

商店街団体、商工会、商工会議所 等

(2) 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等が感染症拡大防止又は再起を図るための事業

(例) 「商店街内に設置するための消毒液の購入」、「商店街のデリバリーやテイクアウト事業を周知する Web サイトやチラシの作成」 等

(3) 主な補助条件

ア 新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少等の影響が生じていること。

イ 「感染防止対策取組書」を推進していること。

ウ 商店街の歩行者通行量、売上高及び地域住民の満足度等の事業実施効果が継続して見込まれること。

(4) 補助率

補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の 1 / 2 以内

(5) 補助額の上限及び下限

補助額の上限 3,000 千円、下限 150 千円

(6) 募集期間

令和 2 年 5 月 22 日（金）～ 9 月 28 日（月）

(7) 予算額

50,000 千円

【内訳】 4 月補正予算：30,000 千円、6 月補正予算：20,000 千円

(8) 交付件数及び交付額

47 件、45,095 千円

4 課題と対応

商店街団体等のニーズを的確に把握し、活用しやすい支援スキームを迅速に検討

する必要があった。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、商店街団体等の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

ク 商店街等再起重点支援事業費補助金

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模な商店街団体等に対して、地域コミュニティの核としての重要な役割を果たせるよう商店街の再活性化を支援した。

2 経過

R4. 4. 7	募集及びアドバイザー派遣(事前相談)の開始
R4. 4. 28	アドバイザー派遣(事前相談)の締切
R4. 5. 27	募集の締切

3 取組詳細

(1) 補助対象者

令和4年4月1日時点における正会員数が40以下の商店街団体等

(2) 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模な商店街団体等が商店街の再活性化を図るための事業

(3) 主な補助条件

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること。
- イ 事前相談を行い、当該補助事業に係る県のアドバイザー派遣を受けること。
- ウ 「感染防止対策取組書」、「マスク飲食実施店認証制度」及び「キャッシュレス・消費喚起事業(かながわPay)」を推進していること。
- エ 基本的な感染防止対策である「MASK-マスク-」を徹底すること。

(4) 補助率

補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)の3/4以内

(5) 補助額の上限及び下限

補助額の上限1,500千円、下限100千円

(6) 募集期間

令和4年4月7日(木)～5月27日(金)

(7) 予算額

15,000千円

(8) 交付件数及び交付額

23件、11,541千円

4 課題と対応

商店街団体等のニーズを的確に把握し、活用しやすい支援スキームを迅速に検討する必要があった。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、商店街団体等の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

Ⅲ 県民生活・経済支援

ケ 商店街等名産PR事業費補助金

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等に対して、商店街の魅力ある商品等を再発見し、実際に地域の方に体験いただき、商店街の名産品として発信するPR事業を支援した。

2 経過

R4. 4. 21	募集の開始(正会員数が 40 以下の商店街団体等)
R4. 6. 1	募集の開始(正会員数が 41 以上の商店街団体等)
R4. 12. 16	募集の締切

3 取組詳細

(1) 補助対象者

商店街団体、商工会、商工会議所 等

(2) 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等が商店街の魅力ある商品等を再発見し、商店街の名産品を発信するPR事業

(3) 主な補助条件

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること
- イ 「感染防止対策取組書」、「マスク飲食実施店認証制度」及び「キャッシュレス・消費喚起事業(かながわPay)」を推進していること
- ウ 基本的な感染防止対策である「MASK-マスク-」を徹底すること

(4) 補助率

補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)の3/4以内

(5) 補助額の上限

補助額の上限 300 千円

(6) 募集期間

- ア 正会員数が 40 以下の団体(令和4年4月1日時点)
令和4年4月21日(木)～12月16日(金)
- イ 正会員数が 41 以上の団体(令和4年4月1日時点)
令和4年6月1日(水)～12月16日(金)

(7) 予算額

30,000 千円

(8) 交付件数及び交付額

61 件、15,358 千円

4 課題と対応

商店街団体等のニーズを的確に把握し、活用しやすい支援スキームを迅速に検討する必要があった。

5 将来に向けた教訓

Ⅲ 県民生活・経済支援

未曾有の国難とも言える状況の中、商店街団体等の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

。

コ テレワークの導入に向けた支援

1 取組の概要

「新しい生活様式」等を踏まえ、テレワークの整備を図ろうとする県内企業を支援し、事業継続及び労働者の多様な働き方を可能とする環境の整備促進を図る。

2 経過	
R2. 4～6	個別相談会の実施
R2. 9. 18 ～10. 9	令和2年度テレワーク促進事業費補助金募集（コース① 「アドバイザー派遣」及び「事業費補助」）
R2. 9. 18 ～12. 18	令和2年度テレワーク促進事業費補助金募集（コース② 「事業費補助」）一次募集
R3. 1. 15 ～2. 19	同二次募集
R3. 7. 30 ～9. 17	令和3年度テレワーク促進事業費補助金募集
R3. 7. 30 ～11. 5	令和3年度アドバイザー派遣募集
R3. 11. 24	Webセミナー実施（1回目）
R3. 11. 25	Webセミナー実施（2回目）
R4. 4. 28～	令和4年度アドバイザー派遣募集
R4. 5. 13 ～7. 29	令和4年度テレワーク促進事業費補助金募集
R4. 10. 20	Webセミナー実施（1回目）
R4. 10. 27	Webセミナー実施（2回目）

3 取組詳細

【令和2年度の支援内容について】

1. 個別相談会の実施

テレワーク導入を図る中小企業を支援するため、4月から6月まで、予約制のウェブによる個別相談会を実施した。参加者数 27 社

2. テレワーク促進事業費補助金

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症に関する対策のため、在宅勤務等のテレワークの導入に取り組む県内の中小企業者等に対し、その取組に係る経費を補助することで、テレワークの導入を促す。

(2) 補助率

補助対象経費の3/4以内

(3) 補助上限額

40 万円

(4) 補助対象経費

Ⅲ 県民生活・経済支援

- ・パソコン等端末（周辺機器を含む）、ソフトウェアの購入費用
- ・パソコン等端末（周辺機器を含む）、ソフトウェアのリース費用・利用料（期間による料金設定がある場合は、補助事業を実施する期間内で最長3か月分）
- ・テレワーク導入に係る外部専門家へのコンサルティング費
- ・就業規則等整備費

(5) 補助対象及び募集等期間

以下の2つのコースがあり、それぞれの補助対象者及び時期は次のとおり。

コース① 「アドバイザー派遣」及び「事業費補助」

テレワークに関するアドバイザー派遣（3回程度）と導入試行（1～3か月）の支援と併せて、そのアドバイザーの助言に基づく、テレワーク導入のための通信機器等の導入や運用のための経費を補助する。

ア 対象者

県が委託実施する「神奈川県テレワーク導入 促進事業」のうち「アドバイザー派遣」※の支援対象企業として決定した企業 10社

※ アドバイザー派遣については、「テレワーク導入促進事業」として併せて実施

イ 募集期間

令和2年9月18日（金）～令和2年10月9日（金）

ウ 対象となる期間

令和2年4月7日（火）～令和3年3月25日（木）

コース② 「事業費補助」

補助の対象となる期間中に、テレワークを導入し、在宅勤務型又はサテライトオフィス勤務型のテレワークを2日以上実施する県内中小企業者に対し、そのテレワーク導入のための通信機器等の導入や運用のための経費を補助する。

ア 対象者

県内中小企業者（常時雇用する従業員が2名以上いること）

イ 募集期間

<一次募集>令和2年9月18日（金）～令和2年12月18日（金）

<二次募集>令和3年1月15日（金）～令和3年2月19日（金）

ウ 対象となる期間

<一次募集>令和2年4月7日（火）～令和3年1月15日（金）※
※遅延報告書により最長3月31日まで

<二次募集>令和3年1月7日（木）～令和3年3月31日（水）※
※遅延報告書により最長5月31日まで

エ 募集状況

Ⅲ 県民生活・経済支援

	一次募集	二次募集	合計
電子申請件数	768 件	1,862 件	2,630 件
申請件数	570 件	1,355 件	1,925 件
交付決定件数	570 件	1,354 件	1,924 件
不交付決定件数	-	1 件	1 件
交付決定額	187,835 千円	425,379 千円	613,214 千円

【令和3年度の支援内容について】

1. アドバイザーの派遣

アドバイザーの派遣在宅勤務型のテレワーク導入を希望する中小企業 32 社に対し、専門家をアドバイザーとして派遣、コンサルティング等の支援を行った。

2. Webセミナーの開催

テレワークを実施する中小企業向けに、定着に向けた課題の解決を図る業種別セミナーを、Webで開催した。

<実施状況>

- ・11月24日 介護福祉・サービス業向け 20社参加
- ・11月25日 製造業・建設業向け 25社参加

3. テレワーク促進事業費補助金

(1) 概要

目的、補助率、補助上限額、補助対象経費、補助対象は令和2年度と同様。

募集期間：令和3年7月30日（金）～令和3年9月17日（金）※

※アドバイザー派遣は令和3年11月5日（金）

対象となる期間：交付決定日～令和3年12月22日（水）※

※アドバイザー派遣は令和4年2月4日（金）

(2) 募集状況

	補助金のみ	アドバイザー派遣	合計
事前登録件数	589 件※		589 件
申請件数	453 件	27 件	480 件
（うち審査中）	（0 件）	（0 件）	（0 件）
（うち取下げ）	（13 件）	（0 件）	（13 件）
申請金額	150,542 千円	10,614 千円	161,156 千円
交付決定数	437 件	27 件	464 件
交付決定金額	150,542 千円	10,614 千円	161,156 千円
不交付決定数	3 件	0 件	3 件

※「補助金のみ」と「アドバイザー派遣」の内訳については、「補助金のみ」と「アドバイザー派遣」間の変更及び事前登録後の期限切れ等により、明確

な区分がない。

【令和4年度の支援内容について】

1. アドバイザーの派遣

アドバイザーの派遣在宅勤務型のテレワーク導入を希望する中小企業 30 社に対し、専門家をアドバイザーとして派遣、コンサルティング等の支援を行った。

2. Webセミナーの開催

テレワークを実施する中小企業向けに、定着に向けた課題の解決を図る業種別セミナーを、Webで開催した。

<実施状況>

- ・第1回 令和4年10月20日開催 19社参加
- ・第2回 令和4年10月27日開催 6社参加

3. テレワーク促進事業費補助金

(1) 概要

目的、補助率、補助上限額、補助対象経費、補助対象は令和3年度と同様。

募集期間：令和4年5月13日（金）～令和4年7月29日（金）

対象となる期間：交付決定日～令和4年12月21日（水）

(2) 募集状況

	件数・金額
事前登録件数	387件
申請件数	326件
(うち審査中)	(0件)
(うち取下げ)	(3件)
交付決定数	304件
交付決定金額	104,091千円
不交付決定数	4件

4 課題と対応

令和2年、補助制度創設時は、テレワーク推進希望の事業者に対し緊急的な支援が急務とされていたが、その後、保健・医療提供体制の強化やワクチン接種の促進等の取組により、経済社会活動が徐々に日常に戻る中、テレワークの緊急性も低下した。

同時に、通信機器の導入支援も進み、当該補助制度の目的は達成されたため令和4年度をもって終了した。

課題としては、補助制度開始後、世界的な半導体不足等の影響もあり機器納期遅延も発生し、制度期間の延長、継続等の対応処置を行った。

Ⅲ 県民生活・経済支援

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、事業者の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

サ サテライトオフィスの設置支援

1 取組の概要

With コロナ時代のワークスタイルとして、県内各地でサテライトオフィス勤務ができる環境整備を進めることを目的に、特にサテライトオフィスが少ない地域へ設置する企業、団体等を支援するための「サテライトオフィス整備事業費補助金」を創設し、令和2年10月16日から同12月15日まで一次募集を行い、11月補正予算にて繰越明許の承認を得て、令和3年1月8日から同2月24日まで二次募集を行った。

2 経過

R2. 10. 16 ～ R2. 12. 15	神奈川県サテライトオフィス整備事業費補助金の一次募集
R3. 1. 8 ～ R3. 2. 24	神奈川県サテライトオフィス整備事業費補助金の二次募集
R3. 6. 11	一次応募企業等への補助金交付完了
R4. 2. 22	一次応募企業等への補助金交付完了

3 取組詳細

(1) 補助率

補助対象経費の3/4以内

(2) 補助上限額

200万円

(3) 補助対象経費

- ・土地及び建物取得又は賃借に係る費用
- ・工事費（インターネット環境整備、電気・電話配線整備、空調整備、内装整備、情報セキュリティ関連機器整備、予約・入退店システム整備、感染防止対策（仕切り版設置等）など）
- ・施工監理費
- ・備品購入費
- ・広告費

(4) 補助対象者

<一次募集>

企業等（法人、個人事業主、法人化されていない任意団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの）及び横浜市、川崎市以外の県内市町村

<二次募集>

企業等（法人、個人事業主、法人化されていない任意団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの）及び補助事業対象地域※の県内市町村

※補助対象地域

逗子市、葉山町、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清

Ⅲ 県民生活・経済支援

川村、平塚市、秦野市、伊勢原市、寒川町、二宮町、南足柄市、中井町、大井町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

(5) 補助対象期間

＜一次募集＞ 令和2年10月16日（金）～令和2年3月15日（月）

＜二次募集＞ 令和2年10月16日（金）～令和4年2月28日（月）

(6) 募集期間

＜一次募集＞ 令和2年10月16日（金）～令和2年12月15日（火）

＜二次募集＞ 令和3年1月8日（金）～令和3年2月24日（水）

(7) 募集結果

＜一次募集＞ 交付決定数 23件 交付決定額 43,550千円

＜二次募集＞ 交付決定数 9件 交付決定額 16,450千円

(8) 支払等状況

	一次募集 件数・金額	二次募集 件数・金額	合計 件数・金額
交付決定取消	0件	3件	3件
支払数	23件	6件	29件
支払額	43,051千円	10,228千円	53,279千円

4 課題と対応

県が補助金を交付した事業者より、サテライトオフィスの利用者を集めることが難しいという意見が多々挙げられている。県ホームページに補助金交付施設一覧を掲載することを検討中である。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、事業者の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、事業者は、県だけでなく、国や市町村も含めた「自らが使える支援策」についての情報を求めていることから、今後、同様の事態が発生した場合における効果的な広報について、全庁的に検討しておく必要がある。

シ 文化芸術活動再開加速のための、感染症拡大防止の経費補助

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために自粛されていた文化芸術活動の再開を加速させるため、感染防止対策を講じた「新しい生活様式」の下での文化芸術活動を定着させるための事業を募集し、支援を行う、「神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金」を令和2年度の6月補正予算により創設した。

2 経過

R2. 7. 20	補助事業募集開始
R2. 8. 7	補助事業募集締切
R2. 9. 16	交付決定（以降、補助事業順次実施）
R3. 2. 28	全補助事業終了

3 取組詳細

(1) 補助対象・上限額

ア 補助対象

神奈川県内で不特定多数の方を対象に公開し、令和3年2月28日までに終了する文化芸術活動において、広く感染症対策に要する経費

イ 上限額

150万円まで補助

(2) 予算額

300,180,000円（補助金300,000,000円、報償費180,000円）

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

(3) 募集結果

令和2年7月20日から8月7日まで募集を行ったところ、331件の応募があった。（補助金申請額計約340,000,000円）

(4) 採択

採択件数265件（採択率80.1%） 272,272,000円（予算額の90.8%）

※ うち団体からの申請174件、個人事業者からの申請91件

※ 取下げ件数 3件 3,193,000円

(5) 事業実施結果

最終執行額 248,052,000円（執行率82.6%）

事業実施件数 251件

廃止・中止件数 11件

※実施事業については、書面及び現地調査により履行確認。

4 課題と対応

事業の検討段階では、文化芸術活動の事業（イベント）に対して補助することとしており、補助対象者としては、「団体」を想定していた。

Ⅲ 県民生活・経済支援

しかし、実際には、イベントは「団体」だけでなく、個人事業者が従業員を雇用したり、業務を外注したりするなど「個人」の事業として実施される場合も多いという実態があったことに加え、地方創生臨時交付金の事例集で、「文化・スポーツ」に関する事業の支援対象に「団体等やフリーランス」と例示されており、個人への支援も想定されていたことから、最終的に、「団体」（法人及び任意団体）に加えて「個人事業者」も対象者とする事とした。

5 将来に向けた教訓

感染症対策にかかる経費の負担を軽減するという発想は当時のニーズに合致しており、本補助の実施により文化芸術活動の再開を加速させることができたが、傷付いた経済基盤の回復には、なお時間を要すると考えられ、段階に応じて事業者のニーズを的確に把握し、状況に応じた支援を引き続き行っていくことが課題となった。そこで、令和4年度に創設した神奈川県マグカル展開促進補助金では、各種文化芸術団体からアンケート調査やヒアリングを行いながら制度を設計した。

また、補助金申請等の手続きに慣れていない団体が多数あったため、令和4年度以降の補助金の募集に当たっては、新たに説明会を開催するなど、より丁寧に相談に応じている。

ス 交通事業者（バス・タクシー）への支援（感染症対策）

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する緊急事態宣言の発出により、人流が減少し、経済活動への影響が全国的に生じることを踏まえ、その影響をうける事業者に対し、都道府県が地域の実情に応じた支援の取組を確実に実施できるよう、令和3年4月に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」が、国により創設された。

県としても、コロナ禍の中、輸送需要が減少しながらも、政府の要請により、エッセンシャルワーカーとして事業を継続している地域公共交通事業者に対する支援を国交付金を活用して行うこととし、令和3年度の補正予算に「地域公共交通事業者感染症対策支援事業費」を計上して、バス、タクシー事業者に対し支援を行った。

2 経過

R3. 4	国が特別枠として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」を創設
R3. 5	関東運輸局より交付金の活用による事業者支援協力のお願について事務連絡
R3. 6. 7	(一社)神奈川県バス協会、(一社)神奈川県タクシー協会から県へ要望書の提出（以下それぞれ「バス協会」、「タクシー協会」と記載）
R3. 6	令和3年第2回県議会に6月補正予算として「地域公共交通事業者感染症対策支援事業費」を計上し議決を得る
R3. 7	バス協会・タクシー協会の協力により申請等手続き説明会を開催（バス1回、タクシー5回）
R3. 7. 1～9. 30	申請受付開始
R3. 8. 2	交付業務委託開始
R3. 10. 18	最終交付決定終了
R4. 4. 20	報告書審査等業務委託開始

3 取組詳細

(1) 根拠規定

神奈川県地域公共交通事業者感染症対策支援金事業実施要綱

(2) 目的

コロナ禍においても通勤・通学や生活の足として、地域生活や経済活動を支える役割を果たす交通事業者に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援を行う。

(3) 事業効果

地域を支える公共交通に対して、利用者の安心・信頼を高める効果が期待される。

(4) 事業内容

地域を支える公共輸送サービスを確保するため、テレワークや外出制限などの要請により人流抑制の影響を受けている一般乗合バスやタクシーの運行に対し、感染症対策の強化に関する費用に対して支援する。

- 県内一般乗合バス事業者
県内に営業所を有するバス事業者が保有するバス車両1両について、8万円の支援金の交付を実施
- 県内タクシー事業者
県内に営業所（個人タクシーにおいては住所）を有し、県内が営業区域である事業者が保有するタクシー車両1両について、2万円の支援金の交付を実施
- 業務経費
事業者から提出された書類等を審査する業務の外部委託を実施

(5) 事業実績

事業内容	R3年7月	8月	9月	10月	11月		R4年4月	5月
交付申請 受付	←→							
交付決定	←→							
委託契約		←→					←→	

支援金交付実績

事業者	想定台数	事業者ベース		台数ベース		金額
		申請数	申請率	申請数	申請率	
乗合バス	4,174台	23者	85.2%	3,843台	92.1%	307,440千円
法人タクシー	9,653台	161者	91.0%	8,940台	92.6%	178,800千円
個人タクシー	2,092台	1,848者	88.3%	1,848台	88.3%	36,960千円
合計	15,919台	2,032者	88.5%	14,631台	91.9%	523,200千円

4 課題と対応

コロナ禍の中、輸送需要が減少しながらも政府の要請により、エッセンシャルワーカーとして事業を継続しているバス事業者、タクシー事業者に対し、地域公共交通を維持確保するために速やかな支援が必要であり、国制度創設に即応して県議会へ補正予算計上し事業を実施する必要があった。そのため、補正予算成立直後に申請受付を開始するなど、事業実施スケジュールに時間的余裕をあまり持てなかったが、支援金支給に際しては、申請・実施報告の手続き方法を工夫するなどして、支援対象者には負荷がかからないような配慮を行った。

タクシーについては、バス事業者に比べ申請率が低かった。個人タクシー事業者については、高齢の方が事業主であることも多く、それも理由の一つとも考えられ、

Ⅲ 県民生活・経済支援

さらに書類申請等の手続きについて、不備や問い合わせ等も数多くあったが、電話等によるきめ細かいサポートを行うことで、支援金支払いまでつなげた。

5 将来に向けた教訓

緊急的に実施する事業については、時間的に余裕を持ったスケジュールを組み事業を進めることが困難なため、事業の周知期間なども短く、対象者の全てに情報が行き届かなかった可能性があると考えられた。今回の事業では、記者発表、ホームページ掲載を行い、また、バス協会・タクシー協会などに協力いただき、説明会の開催や声かけを行っていただくなどの、時間のない中でも可能な限りの手段を駆使した支援事業の周知を実施したが、こういった県庁各所管で一斉に支援を行う事態においては、全庁的な事業者支援の取組を一括して掲載・周知した方が業務の効率化も図れ、より効果的ではないかと考える。

セ 交通事業者（バス・タクシー）への支援（物価高騰対応）

1 取組の概要

原油価格の高騰により影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を図るために、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金におけるひとつのメニューとして「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が、令和4年4月に国により創設された。また、令和4年9月には、国により「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設された。

県としては、コロナ禍において、燃料価格高騰の影響を受けている県内交通事業者の負担を軽減することにより、地域公共交通の維持確保を図れるものと考え、令和4年度の補正予算に「地域公共交通事業者燃料価格高騰支援事業費」を計上して国交付金の推奨事業を実施することとし、バス、タクシー事業者に対し支援を行った。

2 経過

R4. 4	国が「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設
R4. 5	関東運輸局より交付金の活用による事業者支援協力のお願について事務連絡
R4. 6. 6、6. 8	バス協会、タクシー協会から県へ要望書の提出
R4. 7	令和4年第2回県議会に6月補正予算として「地域公共交通事業者燃料価格高騰支援事業費」（支援対象期間：上半期4月～9月分）を計上し議決を得る
R4. 8	バス協会・タクシー協会の協力により申請等手続き説明会を開催（バス1回、タクシー3回）
R4. 8. 26	上半期事務委託開始
R4. 9. 1～11. 30	上半期申請受付開始
R4. 9	国が「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設
R4. 9	関東運輸局より交付金の活用による事業者支援協力のお願について事務連絡
R4. 9. 21	バス協会、タクシー協会から県へ要望書の提出
R4. 10	令和4年第3回県議会に9月補正予算として「地域公共交通事業者燃料価格高騰支援事業費」（支援対象期間：下半期10月～3月分）を計上し議決を得る
R5. 1. 16	上半期最終交付決定終了
R5. 3. 1～5. 31	下半期申請受付開始
R5. 4	下半期事務委託開始
R5. 7. 10	下半期最終交付決定終了

3 取組詳細

(1) 根拠規定

神奈川県地域公共交通事業者燃料高騰対応支援金交付要綱

神奈川県地域公共交通事業者燃料高騰対応支援金（令和4年度下半期）交付要綱

(2) 目的

地域生活や経済活動を支える役割を果たす地域公共交通事業者に対して、地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」及び「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用した支援を行う。

(3) 事業効果

コロナ禍において原油価格高騰の影響を受けている地域公共交通事業者の負担を軽減することで、地域公共交通の維持確保を図ることができる。

(4) 事業内容

地域を支える公共輸送サービスを確保するため、燃料価格高騰の影響を受けている一般乗合バスやタクシー事業者を支援する。

○ 県内一般乗合バス事業者

県内に営業所を有するバス事業者が保有するバス車両1両について、各半期で35千円の支援金の交付を実施

○ 県内タクシー事業者

県内に営業区域を有するタクシー車両1両について、各半期で12千円の支援金の交付を実施

○ 業務経費

支援金の交付業務のため会計年度任用職員を雇用する。また、事業者から提出された書類等を審査する業務について外部委託を実施

(5) 事業実績

ア 令和4年度上半期

事業内容	R4年8月	9月	10月	11月	12月	R5年1月
交付申請受付		←————→				
交付決定		←————→				
委託契約		←————→				

支援金交付実績

事業者	想定台数	事業者ベース		台数ベース		金額
		申請数	申請率	申請数	申請率	
乗合バス	5,150台	26者	89.7%	4,905台	95.2%	171,675千円
法人タクシー	9,599台	174者	97.8%	8,343台	86.9%	100,116千円
個人タクシー	2,036台	1,880者	92.3%	1,880台	92.3%	22,560千円
合計	16,785台	2,080者	92.7%	15,128台	90.1%	294,351千円

イ 令和4年度下半期

事業内容	R5年3月	4月	5月	6月	7月
交付申請受付	←————→				
交付決定	←————→				
委託契約		←————→			

支援金交付実績

事業者	想定台数	事業者ベース		台数ベース		金額
		申請数	申請率	申請数	申請率	
乗合バス	5,150 台	23 者	79.3%	4,953 台	96.2%	173,355 千円
法人タクシー	9,599 台	166 者	93.3%	8,219 台	85.6%	98,628 千円
個人タクシー	2,036 台	1,839 者	90.3%	1,839 台	90.3%	22,068 千円
合計	16,785 台	2,028 者	90.4%	15,011 台	89.4%	294,051 千円

4 課題と対応

コロナ禍において燃料価格高騰の影響により、厳しい経営状況にあるバス事業者、タクシー事業者に対しては、地域公共交通を維持確保するために速やかな支援が必要であり、国制度創設に即応して県議会へ補正予算計上し事業を実施する必要があった。そのため、事業実施スケジュールに時間的余裕をあまり持てなかったが、支援金支給に際しては、申請・実施報告の手続き方法を工夫するなどして、支援対象者には負荷がかからないような配慮を行った。

タクシーについては、バス事業者に比べ申請率が低かった。個人タクシー事業者については、高齢の方が事業主であることも多く、それも理由の一つとも考えられ、さらに書類申請等の手続きについて、不備や問い合わせ等も数多くあったが、電話等によるきめ細かいサポートを行うことで、支援金支払いまでつなげた。

5 将来に向けた教訓

緊急的に実施する事業については、時間的に余裕を持ったスケジュールを組み事業を進めることが困難なため、事業の周知期間なども短く、対象者の全てに情報が行き届かなかった可能性があると考えられた。今回の事業では、記者発表、ホームページ掲載を行い、また、バス協会・タクシー協会などに協力いただき、説明会の開催や声かけを行っていただくなどの、時間のない中でも可能な限りの手段を駆使した支援事業の周知を実施したが、こういった県庁各所管で一斉に支援を行う事態においては、全庁的な事業者支援の取組を一括して掲載・周知した方が業務の効率化も図れ、より効果的ではないかと考える。

3 (4) 給付金

ア 中小企業等支援給付金

1 取組の概要

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う飲食店への休業・時短要請、又は外出自粛要請等の影響により国の月次支援金を受給した県内中小企業等に対し、令和3年4月から10月までの期間について、県独自に、中小法人は1か月当たり上限5万円、個人事業者は1か月当たり上限2万5千円の支援金上乘せ給付を実施した。

2 経過	
R3. 7. 1	4～6月分 申請受付開始
R3. 11. 30	4～6月分 申請受付終了
R3. 9. 1	7～9月分 申請受付開始
R4. 1. 31	7～9月分 申請受付終了
R3. 11. 22	10月分 申請受付開始
R4. 2. 28	10月分 申請受付終了

3 取組詳細

対象月	支給件数	支給額
4月	13,974件	470,825千円
5月	15,643件	523,225千円
6月	16,023件	536,000千円
7月	16,025件	537,400千円
8月	17,506件	587,975千円
9月	17,919件	602,225千円
10月	13,582件	457,100千円
計	110,672件	3,714,750千円

4 課題と対応

県では、早期に給付できるよう、国の月次支援金の支払通知や通帳の写しなど最低限の書類のみで申請できるよう手続きを簡素化したことに加え、申請受付・審査業務だけでなく支出事務も委託する等の体制を整え、迅速に給付できるよう工夫した。

一方、給付の前提となる国の月次支援金の支払いが遅いという課題があった。

5 将来に向けた教訓

コロナ禍において国が実施した事業者支援策については、国が責任を持ってその効果を検証し、将来に備えた各種法制度の整理や、迅速な支援につなげる情報基盤の整備等に活かしていくべきと考える。

また、幅広い業種の事業者に対する一律の支援については、公平性、迅速性の観

Ⅲ 県民生活・経済支援

点から、必要となる施策を国が責任をもって検討・実施すべきと考える。

そのうえで、県として、事業者に寄り添ったきめ細かな支援策を迅速に展開できるよう、情報基盤の整備や効果的な広報について、国とも連携しながら、全庁的に検討しておく必要がある。

イ 酒類販売事業者等支援給付金

1 取組の概要

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う「酒類提供の停止」要請等により、売上に大きな影響を受けている事業者に対し、令和3年4月から10月までの期間について、国の月次支援金に県独自に支援金を上乗せ給付するほか、月次支援金の対象とならない事業者に対し、県独自に支援対象を拡大して支援金の給付を実施した。

2 経過	
R3. 7. 1	4～6月分 申請受付開始
R3. 10. 31	4～6月分 申請受付終了
R3. 9. 1	7～9月分 申請受付開始
R4. 1. 31	7～9月分 申請受付終了
R3. 11. 10	10月分 申請受付開始
R4. 2. 28	10月分 申請受付終了

3 取組詳細

対象月	支給件数	支給額
4月	348件	65,507千円
5月	405件	80,034千円
6月	397件	77,810千円
7月	462件	90,426千円
8月	527件	110,657千円
9月	512件	108,940千円
10月	321件	58,705千円
計	2,972件	592,079千円

4 課題と対応

申請件数が少ないものと見込み、申請受付・審査業務を県職員が直営で行う体制としたことで、迅速な給付につなげることができ、事務処理上の特段の課題はなかった。

5 将来に向けた教訓

コロナ禍において国が実施した事業者支援策については、国が責任を持ってその効果を検証し、将来に備えた各種法制度の整理や、迅速な支援につなげる情報基盤の整備等に活かしていくべきと考える。

そのうえで、県として、事業者に寄り添ったきめ細かな支援策を迅速に展開できるよう、情報基盤の整備や効果的な広報について、国とも連携しながら、全庁的に検討しておく必要がある。

3 (5) 金融支援

ア 中小企業制度融資による資金繰り支援

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い事業活動に影響を受ける県内中小企業者等に対して、融資の創設及び融資対象の拡大や信用保証料の補助等により資金繰り支援を行った。

2 経過	
R2. 2. 5	「売上・利益減少対策融資」の拡充（【新型コロナウイルス要件】の新設）の旨記者発表
R2. 2. 21	セーフティネット保証4号の指定要請
R2. 2. 26	金融円滑化要請の実施
R2. 3. 2	47都道府県において、新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の地域指定告示 「新型コロナウイルス対策特別融資（別枠）」の創設を記者発表
R2. 3. 6	セーフティネット保証5号の対象業種追加指定の告示
R2. 3. 13	危機関連保証発動及びセーフティネット保証5号の対象業種追加指定の告示
R2. 3. 25	金融円滑化要請の実施
R2. 4. 1	新型コロナウイルス関連融資の信用保証料を最大ゼロに引下げ
R2. 5. 1	新型コロナウイルス感染症対応資金（以下、ゼロゼロ融資）の創設 セーフティネット保証5号全業種指定 神奈川県制度融資の緊急枠の実施
R3. 2. 15	ゼロゼロ融資の借換制限を緩和
R3. 4. 1	コロナ災害対策支援融資、コロナ新事業展開対策融資、伴走支援型特別融資、事業再生サポート融資（感染症対応枠）を新設
R3. 7. 1	「コロナ新事業展開対策融資」「伴走支援型特別融資」の信用保証料を最大ゼロに引下げ
R3. 7. 31	セーフティネット保証5号 全業種指定終了
R3. 11. 10	「原油価格上昇に関する特別相談窓口」の設置 （県金融課、KIP、県信用保証協会、県商工会・商工会議所、県中小企業団体中央会）
R3. 12. 31	危機関連保証の指定期間が終了
R4. 2. 1	「伴走支援型特別融資」の限度額引上げ及び融資対象者の拡充
R4. 3. 9	「原油・原材料高騰等対策特別融資」を新設
R4. 7. 25	「原油・原材料高騰等対策特別融資」の信用保証料をゼロに引下げ
R4. 10. 1	「伴走支援型特別融資」の融資限度額引上げ等制度改正の実施
R4. 10. 17	「コロナ新事業展開対策融資」「伴走支援型特別融資」の信用保証料を最大ゼロに引下げ

3 取組詳細

(1) 融資詳細

ア 売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】

令和2年2月5日、「売上・利益減少対策融資」を拡充【新型コロナウイルス要件】を新設する旨記者発表。2月7日から相談受付開始。当初の信用保証料率は、県1/5補助に加え県信用保証協会（以下県協会）が0.1%の割引を実施。その後県の信用保証料補助を1/5から2/5へ拡充し、信用保証料率を引下げ。

令和3年度の制度改正にて県協会における信用保証料割引を終了、県補助は1/5補助へ変更。

令和5年3月31日、融資の取扱いを終了。

イ 新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）、（危機関連保証別枠）

令和2年3月2日、同日から本県がセーフティネット保証4号（以下SN4号）の指定地域となることに伴い、「新型コロナウイルス対策特別融資（別枠）」の創設を記者発表。当初の信用保証料率は、1.0%のところ、県3/10補助、県協会が1/10割引を行い、0.6%。その後、さらに別枠で融資利用可能となる危機関連保証枠を新設し、県協会保証料割引と併せて信用保証料率をゼロとした。また、「新型コロナウイルス対策特別融資（別枠）」を「新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）」に改称し、県協会保証料割引と併せて信用保証料率をゼロに引下げ。

令和3年度制度改正において、県協会における信用保証料割引を終了。県の補助については、4号別枠は3/10補助、危機関連保証別枠は1/4補助へ変更。

12月31日、危機関連保証の指定期間終了。それに伴い「新型コロナウイルス対策特別融資（危機関連保証枠）」の取扱いを終了。

令和5年9月現在、「新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）」の取扱いを継続中。

ウ セーフティネット保証5号

令和2年3月6日、新型コロナウイルス感染症により特に重大な影響が生じている宿泊業や飲食業など40業種を緊急的にセーフティネット保証5号（以下SN5号）の対象業種に追加指定。続いて、3月13日に316業種を追加指定。

4月1日、県の信用保証料補助を1/5から2/5へ拡充し、県協会の0.1%割引と併せて0.41%に引下げ、従業員30人以下の対象要件を撤廃するなど、融資の拡充を行う。

5月1日、SN5号が全業種指定となる。

令和3年度制度改正において保証料補助を従前に戻す。

7月31日、SN5号の全業種指定終了。

令和5年9月現在、「セーフティネット保証5号」の取扱いを継続中。

エ 新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）

令和2年5月1日、融資当初3年間実質無利子・無担保かつ保証料負担最大ゼロの「新型コロナウイルス感染症対応資金」（ゼロゼロ融資）を創設（政府系金融機関で行われていたものを民間金融機関にて行うため、神奈川県中小企業

Ⅲ 県民生活・経済支援

制度融資においても創設)。当初の融資限度額は3,000万円(その後6,000万円まで引き上げ)、申込期限は令和2年12月31日(令和3年1月31日までに融資実行)まで(その後令和3年3月31日(令和3年5月31日までに融資実行)まで延長)。

12月15日、セーフティネット保証及び危機関連保証の認定に係る売上減少要件について、直近6カ月平均での比較を可能とする緩和を行う。

令和3年2月15日、ゼロゼロ融資間の借換不可となっていた制限を緩和し、借入した金融機関でのゼロゼロ融資間の借換えを可能とする。

3月31日、融資の取扱いを終了(融資実行期限は5月31日まで)。

利子補給の概要

スキーム	中小企業者が利子を支払い、後日県から金融機関を通じて年2回利子補給を実施するキャッシュバック方式
補助対象者	ア SN4号又は危機関連保証のいずれかの認定を受けた中小企業者 イ SN5号の認定を受けた小規模企業者に該当する個人事業主 ウ SN5号の認定を受けた中小企業者のうち、売上高等の減少率が15%以上の事業者
交付対象期間	融資を受ける日から起算して3年後の応当日の前日まで
交付時期	上期 1月(令和2年は5月)から9月末までの利払い額を12月に交付 下期 10月から12月末までの利払い額を4月に交付
手続き	中小企業者(補助対象者)は、融資を受けた金融機関に対して、利子補給金の交付に係る申請(請求)及び受領の一切の行為を委任 ① 中小企業者(補助対象者)は、金融機関に「委任状及び承諾書」を提出 ② 金融機関は、必要書類を添えて県に交付申請 ③ 県は、申請書の内容を適正と認めた場合、金融機関に対し交付を決定 ④ 県は、金融機関に対し利子補給金を交付 ⑤ 金融機関は、補助対象者の指定口座に利子補給金を振込

オ 事業再生サポート融資(感染症対応枠)

令和3年4月1日、「事業再生サポート融資」において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等に、金融機関が事業再生計画のフォローアップを通じて早期の事業再生に向けた取組を促す、「事業再生サポート融資(感染症対応枠)」を新設。

令和5年9月現在、融資の取扱いを継続中。

カ コロナ・災害対策支援融資

令和3年4月1日、コロナ禍において新しい生活様式に対応する取組を行う

Ⅲ 県民生活・経済支援

事業者を支援するため、「BCP策定支援融資」を拡充し、同融資内に「コロナ・災害対策特別融資」を新設。

令和4年3月31日、融資の取扱いを終了。

キ コロナ新事業展開対策融資

令和3年4月1日、コロナ禍において新しい生活様式に対応する取組を行う事業者を支援するため、「新たな事業展開対策融資」を拡充し、同融資内に「コロナ新事業展開対策融資」を新設。当初、信用保証料率は県1/2補助（一部3/5補助）。

7月1日、対象要件のうち一般保証以外のSN4号、SN5号及び危機関連保証の信用保証料を最大ゼロに引下げ。

令和4年4月1日、信用保証料補助率を創設当初の1/2補助（一部3/5補助）へ戻す。

10月17日、SN4号及びSN5号の信用保証料を最大ゼロに引下げ。申込期限は令和5年2月28日まで（令和5年3月31日までに融資実行）。

令和5年度の制度改正において、SN4号及びSN5号の保証料補助を廃止し、SN4号1.0%、SN5号0.85%、一般保証においては保証料率区分①から④において1/5補助（カテゴリー④においては⑤と逆転しないよう調整）を行い0.45%～1.52%へ変更。

令和5年9月現在、融資の取扱いを継続中。

ク 伴走支援型特別融資

令和3年4月1日、新型コロナウイルス感染症に影響を受けた中小企業者等に対し、金融機関が継続的な伴走支援を行い早期の経営改善等を促す、「伴走支援型特別融資」を創設。当初の融資対象はSN4号、SN5号及び危機関連保証。また、当初の融資限度額は4,000万円（その後1億円まで引き上げ）。

7月1日、信用保証料を0.2%からゼロに引下げ。

令和4年2月1日、SN5号の対象要件に「売上高等減少率が15%未満で、最近1か月に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること」を追加。また、一般保証枠を新設し、信用保証料率は0.2%～0.35%補助を行い、0%～0.8%とした。

4月1日、令和4年度当初の制度改正においてSN4号及びSN5号の信用保証料補助（負担ゼロ）を終了し、一般保証においては0.1%～0.35%補助に変更。

10月17日、SN4号及びSN5号において信用保証料をゼロに引下げ（一般保証は変更なし）。申込期間は令和5年2月28日までとした（令和5年3月31日までに融資実行）。

令和5年1月10日、融資対象者を拡充し、他保証付き県制度融資からの借換えを可能とし、他の保証付き融資との一本化や新たな資金需要に対応。一般保証においては売上高総利益率及び売上高営業利益率の減少要件を追加、売上高減少要件を15%以上から5%以上減少へ緩和。

令和5年9月現在、融資の取扱いを継続中。

Ⅲ 県民生活・経済支援

ケ 原油・原材料高騰等対策特別融資

令和4年3月9日、新型コロナウイルス感染症流行の影響に加え、ロシア・ウクライナ情勢等による原油・原材料高騰や必要な物資の供給制限の影響を受けた県内中小企業者等を対象に、「売上・利益減少対策融資」内に「原油・原材料高騰等対策特別融資」を新設。

7月25日、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、信用保証料補助を1/5補助から全額補助へ拡充して信用保証料率をゼロに引下げ。申込期限は令和4年12月28日とした。

令和5年9月現在、融資の取扱いを継続中。

(2) 融資実績

ア 新型コロナウイルス関連融資実績

(単位：千円)

融資メニュー	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度10月末		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
売上・利益減少対策融資 【新型コロナウイルス要件】	174	3,774,350	361	10,935,685	322	8,923,900	168	3,807,505	1	22,700	1,026	27,464,140
新型コロナウイルス対策特別 融資(4号別枠)	190	5,843,562	2,212	74,358,183	371	8,959,298	265	5,419,350	189	4,421,406	3,227	99,001,799
新型コロナウイルス対策特別 融資(危機関連保証別枠)	15	785,000	3,074	117,464,209	585	9,376,690	-	-	-	-	3,674	127,625,899
セーフティネット保証5号	30	1,213,500	826	28,947,152	248	7,322,385	-	-	-	-	1,104	37,483,037
新型コロナウイルス感染症 対応資金	-	-	31,252	576,319,066	1,748	36,575,826	-	-	-	-	33,000	612,894,892
事業再生サポート融資 (感染症対応枠)	-	-	-	-	5	214,020	1	17,000	12	399,799	18	630,819
コロナ・災害対策支援融資	-	-	-	-	5	245,000	1	40,000	-	-	6	285,000
コロナ新事業展開対策融資	-	-	-	-	1,566	23,562,570	1,322	17,857,643	303	3,916,290	3,191	45,336,503
伴走支援型特別融資	-	-	-	-	1,354	28,251,510	2,119	53,378,664	1,823	47,300,765	5,296	128,930,939
計	409	11,616,412	37,725	808,024,295	6,204	123,431,199	3,876	80,520,162	2,328	56,060,960	50,542	1,079,653,028

イ 原油・原材料高騰等対策特別融資実績

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度10月末		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
原油・原材料高騰等対策特別融資	3	65,000	74	1,913,660	216	5,160,870	293	7,139,530
保証料ゼロ	-	-	4,673	116,282,947	-	-	4,673	116,282,947
計	3	65,000	4,747	118,196,607	216	5,160,870	4,966	123,422,477

4 課題と対応

未曾有の事態のため、金融機関、県信用保証協会を含め融資の見込が正確には立てられず、予算の適正な見積もりが困難であった。結果として補正予算措置を繰り返すことで対応した。

また、新型コロナウイルス感染症対応資金の利子補給については、準備期間も短く、想定外の事態への対応が必要となった。これに対し、会計年度任用職員を雇用し、人員の増員により審査業務に対応するとともに、データベースを作成し、審査における定型的な処理をシステム化することなどで審査の正確性及び効率化を図った。

新型コロナウイルス感染症対応資金(ゼロゼロ融資)における融資当初3年間の利子補給期間が令和5年5月から順次終了し、返済開始時期はピークを迎えている。返済が厳しい事業者に対しては金融機関が伴走支援を行いながら経営改善を図る「伴走支援型特別融資」を拡充し、借換需要に対応している。

5 将来に向けた教訓

制度融資において神奈川県独自の預託方式（いわゆるかながわ方式）をとっていたため、緊急時に少ない予算で迅速な対応が可能となった。副次的な結果であるが、本県の預託方式が有用であると検証できた。今後も機動的対応を可能とするため、かながわ方式の維持と融資の即応性を高める検討が必要と考える。

新型コロナウイルス感染症対応資金の利子補給実施にあたり県内自治体との実施時期のずれが生じるなど、金融機関や事業者がやや混乱する局面があった。緊急時の連携が円滑に進められるよう、通常時の関係機関等との継続的な連携の強化に努めるとともに、緊急時の即応体制について検討が必要である。

新型コロナウイルス感染症の先読みが困難であり、その時々ニーズに応じた融資を新設・拡充していたため、新型コロナウイルス関連融資の種類が多く、使い分けが難しいとの声もあった。一方、コロナ禍により経済社会活動が停滞する中においても倒産件数は低水準で推移しており、中小企業の事業継続に一定の効果があったと考えられる。今後も緊急事態の発生に備え、記録の保全と引継ぎを行っていくことが必要となる。

イ 小規模企業者等設備貸与事業利子補給

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症により事業活動に甚大な影響を受けた資金調達力の弱い小規模企業者等の設備投資を、無利息の設備貸与により後押しすることで、小規模企業者の事業活動の維持と生産性向上を図った。

2 経過	
令和2年5月1日 (記者発表)	実質無利子の小規模企業者等設備貸与の開始(令和2年度中)

3 取組詳細

(公財) 神奈川産業振興センター(以下、「K I P」という。)が実施する小規模企業者等設備貸与制度(以下、「当制度」という。)の利用者が、一定の期間実質無利子で設備を貸与できるよう、県がK I Pに対して利子相当分の補助を行った。

(1) 事業内容

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数20人以下の製造業・建設業・運輸業の会社・個人 ・従業員数5人以下の小売業・卸売業・サービス業の会社・個人 <li style="padding-left: 20px;">※サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業については20人以下の会社・個人 ・特定の条件を満たす従業員数50人以下の会社・個人 	
無利子の要件	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)が前年同月と比べ15%以上(個人の場合は5%)減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高又は売上総利益額(粗利益)等が15%以上(個人の場合は5%)減少することが見込まれること ※創業間もない等、前年と比較が困難な場合は別基準を適用	
対象設備	「経営の革新」又は「創業」に必要な設備 ※事業継続(BCP)のためのビジネスモデルの転換や新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた設備投資で事業活動を維持し、収束後の生産性向上を図る上で必要な設備も支援対象	
貸与額	100万円から1億円(税込み)	
貸与料率	0.7%から2.3%(令和2年度) ※財務内容等を基に審査を踏まえ5段階のいずれかの利率を適用	
無利子の期間	令和2年度に当制度を利用される方(申込み後、令和2年度中までに貸与決定された設備が対象) ➡ 当初3年間	平成27年度以降、既に当制度を利用されている方 ➡ 最長で5月から令和2年度中
貸与期間	3年～10年 ※原則、設備の法定耐用年数以内	

(2) 実績

- ア 令和2年度に当制度を申込み同年度中に貸与決定した事業者
件数 12件 補助金額 2,822千円(令和2年度から令和4年度までの累計)
- イ 平成27年度～令和元年度に当制度を利用した事業者
件数 70件 補助金額 12,867千円(令和2年度限り)

4 課題と対応

(1) 課題

ア 新たな設備投資を必要とする小規模企業者等の課題

当面の資金繰りについては、ゼロゼロ融資をはじめとする金融機関からの運転資金の調達や、条件変更などにより対応している一方で、収束するまで事業を継続するには抜本的な対応が迫られており、設備投資が必要な場合も多い。しかし、小規模企業者等は、資金の余力がなく、特に条件変更中は設備資金の民間金融機関からの調達は困難であることから、設備投資に踏み切れない可能性が高い。

イ 既に当制度を利用している小規模企業者等の課題

既に当制度を利用しており新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模企業者等に対して、当制度を実施する財団は条件変更を認めることとしているが、利息の支払いが負担となり、設備を手放さざるを得ないおそれがある。中小企業制度融資であれば、新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）への借換えが可能であるが、当制度は設備の貸与又はリースのため借換えはできない。

(2) 対応

新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）の実施に併せて、実質無利子の当制度を実施することで、より厳しい状況に置かれている小規模企業者等の設備投資・設備維持が可能となった。

5 将来に向けた教訓

当制度は中小企業制度融資の利用が困難な事業者の利用を想定しているにもかかわらず、融資ではなく割賦販売・リース事業であることを理由に、国交付金は令和2年度しか活用できず、令和3年度以降は県の一般財源を充てざるを得なかった。

当制度は、中小企業制度融資と同様に国が用意している金融支援策のひとつであり、新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）における利子補給と同様に、3年間の利子補給について国交付金の活用ができるような仕組みが望まれる。

3 (6) その他の支援

ア ベンチャー企業に向けた事業化支援（成長期ベンチャー支援事業等）

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた社会課題の解決に資する、新たな製品・サービスの開発に取り組むベンチャー企業に対して、必要な経費の一部を支援した。

2 経過

R2. 7. 3	令和2年度プロジェクト募集開始
R2. 9. 11	オープンイノベーション型のプロジェクトを採択
R2. 9. 25	スタートアップ型のプロジェクトを採択
R3. 3	プロジェクトの成果発表会を開催
R3. 4. 5	令和3年度プロジェクト募集開始
R3. 6. 28	プロジェクトを採択
R4. 3	プロジェクトの成果発表会の実施
R4. 6. 10	令和4年度プロジェクト募集開始
R4. 9. 27	ベンチャー発自由提案型プロジェクトを採択
R4. 10. 19	大企業提示テーマ型採択プロジェクトを採択
R5. 3	プロジェクトの成果発表会の実施

3 取組詳細

ベンチャー企業等による、新型コロナウイルス感染症対策に資するサービスや感染拡大により生じた社会課題の解決に資する製品・サービスの開発プロジェクトを募集・採択の上、必要な経費の一部を支援した。なお、既存事業によるコンサルティングやマッチング支援も平行して実施した。

<令和2年度>

応募件数 (合計) 88 件

採択件数 (合計) 14 件

<令和3年度>

応募件数 (合計) 191 件

採択件数 (合計) 11 件

<令和4年度>

応募件数 (合計) 225 件

採択件数 (合計) 12 件

4 課題と対応

令和2年度は、感染症対策を目的とした事業が多く、除菌や非接触体温測定など直接的な感染症対策や、従来対面で行っていた活動をオンラインに置き換える事業が多く提案された。

しかし、コロナ禍が長引き、経済活動が徐々に再開されるにつれて、感染症対策としての製品・サービスに加え、コロナ禍をきっかけに顕在化した課題の解決につながる取組や、ポストコロナを想定した取組が求められた。

こうした状況を受け、募集テーマを、コロナ禍で顕在化した課題の解決を求めるものにするなど、臨機応変に対応したことで、経済活動の回復に向けた支援を行うことができた。

5 将来に向けた教訓

新型コロナウイルスの感染拡大により、デジタル技術を活用したオンライン会議システムが急速に普及するなど、未曾有の状況において、イノベーションの創出が起りやすいという実態がある。ベンチャー企業の斬新なアイデアや新しい技術を活用した事業展開を後押しし、イノベーション創出に取り組むことで、県経済の持続的な発展につながるものとする。

また、未曾有の国難とも言える状況の中、ベンチャー企業の創出・育成のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合でも、ベンチャー企業の目線に立ったきめ細かな支援策を迅速に展開できるよう、検討しておく必要がある。

イ 新型コロナウイルス感染症対策ロボット実装事業

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に有用なロボットの実装に意欲的な施設に対し、ロボットの選定や導入に必要となる施設環境の調整など、総合的な支援を行った。

2 経過

	(1) 令和3年度の取組
R3. 2. 12	施設募集
R3. 4. 6	施設決定
R3. 7. 16	プロジェクト募集
R3. 9. 6	プロジェクト決定
R3. 12. 15	ロボット導入実証の取材会実施
R4. 3. 9	新型コロナウイルス感染症対策ロボット実装事業報告会実施
	(2) 令和4年度の取組
R4. 5. 9	施設募集 医療機関向けロボット導入の手順書を公開
R4. 7. 14	施設決定
R4. 7. 28	医療機関向けロボット導入セミナー開催
R4. 7. 29	プロジェクト募集 (第1弾)
R4. 8. 17	プロジェクト募集 (第2弾)
R4. 10. 18	プロジェクト決定
R4. 10. 19	ロボット導入セミナー開催
R4. 12. 15	ロボット導入実証の取材会実施
R5. 2. 28	新型コロナウイルス感染症対策ロボット実装事業報告会実施

3 取組詳細

(1) 令和3年度の取組

実装に取り組む施設（医療機関）を1件選定し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するロボット導入実証を9件実施した。

また、導入実証の成果として、医療機関の参考となるロボットの導入に向けた手順や、期待される効果などをまとめた手順書を作成した。

(2) 令和4年度の取組

実装に取り組む施設を4件選定し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するロボット導入実証を11件実施した。

また、令和3年度の取組の成果を活用し、不特定多数の県民が利用する医療機関等を主な対象として、ロボット導入に向けたオンラインセミナー等を開催した。

4 課題と対応

コロナ禍を契機として、ロボットの価値が再認識され、需要が高まっている一方で、施設では、ロボットの導入費用に見合った効果があるのか分からないため、ロ

Ⅲ 県民生活・経済支援

ボットの実装に至らないことが課題となっている。

そこで、ロボットの活用が進んでいない施設に対して、現場の課題に対応できるロボット企業とマッチングし、導入に向けた実証を支援する。また、ロボット企業と施設が協働して行うロボット改良・開発を支援することで、より実用的なロボットを生み出し、更なる実装に繋げていく。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するロボットの実装を支援する取組を行ったが、今後、同様の事態が発生した場合でも、速やかに支援策を設計し、実施できるよう、予め備えておく必要がある。

ウ 新型コロナウイルス感染症対策ロボット開発支援事業

1 取組の概要

県民生活の安全・安心の確保と、県内経済の活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症対策に効果的なロボットプロジェクトを公募し、商品化に向けた開発支援や実証実験の実施、広報活動等を支援した。

2 経過

R4. 4. 12	プロジェクト募集
R4. 6. 28	プロジェクト決定

3 取組詳細

新型コロナウイルス感染症対策に効果的で、優れたロボット開発プロジェクト4件を採択し、設計・改良費の支援や実証実験のサポート、助言等を行った結果、試作機4台が製作された。

4 課題と対応

新型コロナウイルス感染症対策に資するロボットを開発する企業に対し、経費の支援等により、実用化に向けた支援を行ったところ、試作機の製作には至ったものの、ロボットの実用化には時間を要することが改めて認識された。事業終了後もさがみロボット産業特区において継続的な伴走支援を実施していくことで、試作機の実用化・商品化につなげていく（令和5年度に1台商品化済み）。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するロボットの開発支援を実施したが、今後、同様の事態が発生した場合でも、速やかに支援策を設計し、実施できるよう、予め備えておく必要がある。

エ 県内産業DXプロジェクト支援事業

1 取組の概要

県内産業のDXを促進し、新型コロナウイルス感染症により低迷した県内産業の回復につなげるため、データとデジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発プロジェクトを募集・採択の上、事業化に向けた進捗管理や専門家による助言を行うとともに、経費の一部を支援した。

2 経過

R3. 5. 17 ~ R3. 6. 7	令和3年度公募期間
R3. 7. 20 R4. 3. 9	プロジェクト採択 令和3年度成果報告会の開催
R4. 5. 16~ R4. 6. 6	令和4年度公募期間
R4. 7. 14 R4. 10. 13 R5. 3. 15	プロジェクト採択 DXシンポジウムの開催 令和4年度成果報告会の開催

3 取組詳細

データとデジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発プロジェクトを公募・選定し、開発、実証に必要な技術的助言を行うとともに、経費に対する支援を行った。また、開発された製品、サービスについて、シンポジウムや成果報告会、報告集等を通じて、DXの普及促進を図った。

<令和3年度実施結果>

応募件数 51 件
採択件数 6 件

<令和4年度実施結果>

応募件数 32 件
採択件数 6 件

4 課題と対応

開発した製品・サービスを市場投入（販売）までつなげていくことに課題があった。市場投入に至らない要因の分析のため、令和3年度採択企業へのヒアリングを行った結果、主に実証実施と実証評価、改良の反復に要するリソース（資金及び人材）不足が課題と認められ、次のフェーズに進展しないケースが多いことが分かった。

この結果を踏まえ、開発済み製品・サービスの市場投入に向けた取組を後押しする「改良プロジェクト」の支援を令和5年度から新たに実施している。

5 将来に向けた教訓

Ⅲ 県民生活・経済支援

県内産業のDXを促進するためには、事業効果の検証と継続的なニーズ調査が必要であり、その結果に基づく柔軟かつ機敏な対応が重要である。

また、未曾有の国難とも言える状況の中、急速にデジタル化する社会の変化への対応と県内産業の回復のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、今後、同様の事態が発生した場合に備えて、執行体制や効果的な広報などについて、全庁的に検討しておく必要がある。

オ 雇用調整助成金の活用に係る支援

1 取組の概要

国の雇用調整助成金の特例措置について、急増した企業からの問い合わせ及び申請に国の対応が追い付いていない状況であった。そこで、活用を希望する県内企業を早期に支援するため、助成金の申請に係る個別相談会を実施した。

2 経過

実施日	枠数 (各時間)	実施方法	相談員	相談時間 (各回 50 分)	相談 件数	申請 件数
R2. 4. 27, 28, 30	30 枠 (2 枠)	電話	社会保険労務士	10:00/11:00	30 件	—
R2. 5. 19, 20, 21, 22	60 枠 (3 枠)			13:00/14:00 15:00		
R2. 6. 16, 17, 18, 19	40 枠 (2 枠)	対面(かな がわ労働プ ラザ)	社会保険労務士、 神奈川労働局職員	9:30/10:30 12:30/13:30 14:30	29 件	6 件
R2. 7. 30, 31	44 枠 (2 枠)	対面(産業 振興センタ ー)	社会保険労務士、 神奈川労働局職員	9:30/10:00 10:30/11:00 11:30/13:00 13:30/14:00 14:30/15:00 15:30	21 件	5 件
R2. 8. 25, 26	20 枠 (2 枠)	対面(小田 原箱根商工 会議所)	社会保険労務士、 神奈川労働局職員	9:30/10:30 12:30/13:30 14:30	7 件	5 件

※6月以降の雇用調整助成金相談については、書類が整っている場合、会場にて神奈川労働局職員が申請書を受理。

3 取組詳細

厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金(緊急対応期間)」の制度説明や申請手続きに関する相談会の実施。

4 課題と対応

当初社会保険労務士のみで対応しており、相談者はその場で申請行為は行えず、事前相談のみの実施であったが、6月以降は神奈川労働局と連携をし、書類が整っている場合その場での申請書受理を行い、利便性を高めた。

5 将来に向けた教訓

未曾有の国難とも言える状況の中、事業者の事業継続のために必要な支援策を適時適切に実施してきたが、事業者は、県だけでなく、国や市町村も含めた「自らが使える支援策」についての情報を求めていることから、今後、同様の事態が発生した場合における効果的な支援のあり方について、全庁的に検討していく必要がある。

カ 海水浴場が開設されない海岸等の安全対策

1 取組の概要

- 神奈川県は、例年、25 箇所（県管理海岸 20 箇所、市町管理海岸 5 箇所）が開設され、300 万人以上の海水浴客で賑わいを見せている。しかし、令和 2 年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、すべての海水浴場が開設されない異例の夏となった。海水浴場が開設されれば、開設者による安全対策が行われるが、開設されない海岸では安全対策がなされないため、県は、地元市町や関係機関と連携して、海岸の安全対策に取り組んだ。
- 令和 3 年度は、開設者が開設の可否を判断した結果、県管理海岸における開設状況は、開設が 12 箇所、非開設が 8 箇所となったことから、県は、地元市町や関係機関と連携して、非開設の海岸の安全対策に取り組んだ。しかし、8 月 2 日に神奈川県に緊急事態宣言が適用されたことから、知事が海水浴場を開設している地元の首長あてに海水浴場を休場するよう協力を依頼した。これを受け、海水浴場は順次休場し、8 月 16 日には最後まで開設されていた藤沢市の海水浴場が休場し、県内全ての海水浴場が休場することとなった。
- 令和 4 年度は、開設者が開設の可否を判断した結果、県管理海岸における海水浴場の開設状況は、開設が 17 箇所、非開設が 3 箇所となった。県では、非開設の 3 箇所において安全対策を実施した。また、梅雨明けが統計開始以来最も早く、海水浴場が開設される前の海岸にも多くの利用者が訪れたことから、7 月 1 日から海水浴場が開設されるまでの間、緊急に、県が安全対策を実施した。
- 令和 5 年度は、感染症法上の新型コロナの位置付けが、2 類から季節性インフルエンザと同じ 5 類に移行した初めての年であり、コロナ禍による影響も和らいできたことから、県内のほとんどの海水浴場が開設された。また、これまでの取組により、県、市町、関係団体等が広域的に連携して、それぞれの海岸の状況に応じた安全対策を行う「神奈川モデル」が構築できたことから、海水浴場の開設者等と連携し、神奈川モデルにより、神奈川の海の安全対策を実施した。

2 経過

R2. 2. 26	県が基本方針を策定
R2. 3. 1	国が「密集した場所や不特定多数の人が接触するおそれが高い場所は感染を拡大させるリスクがある」との考えを示す
R2. 4. 7	<u>緊急事態宣言（5. 25 まで）</u>
R2. 5. 7	海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドラインを施行
R2. 5. 25	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R2. 6. 5	県内全ての海水浴場が開設されないことが決定
R2. 6. 10	県・市町等による検討会議（第 1 回）を開催
R2. 6. 19	公益財団法人日本ライフセービング協会と包括協定締結
R2. 6. 29	県・市町等による検討会議（第 2 回）を開催
R2. 7. 1	安全対策を開始
R2. 8. 13	知事視察（藤沢海岸、鎌倉海岸）

R2. 8. 31	安全対策を終了
R2. 9. 3	市町等による検討会議（第3回）を開催

R3. 1. 8	<u>緊急事態宣言（3.21まで）</u>
R3. 3. 21	<u>緊急事態宣言が解除</u>
R3. 4. 16	海水浴場ルールに関するガイドライン（令和3年度版）を施行
R3. 4. 20	<u>まん延防止等重点措置（8.1まで）</u>
R3. 6. 1	「神奈川県海水浴場対策連絡協議会」を開催
R3. 6. 29	公益財団法人日本ライフセービング協会と年度協定締結
R3. 7. 1	安全対策を開始
R3. 8. 2	<u>緊急事態宣言（9.30まで）</u>
	以降、順次、開設していた海水浴場が休場
R3. 8. 4	知事視察（鎌倉海岸）
R3. 9. 5	安全対策を終了
R3. 9. 30	<u>緊急事態宣言が解除</u>

R4. 1. 21	<u>まん延防止等重点措置（3.21まで）</u>
R4. 5. 11	海水浴場ルールに関するガイドライン（令和4年度版）を施行
R4. 6. 7	海水浴場開設期間（予定）が判明 （県生活衛生課 海水浴場の水質検査結果記者発表の添付資料）
R4. 6. 30	海水浴場開設前の緊急安全対策について記者発表
R4. 7. 1	安全対策を開始（海水浴場開設前の緊急安全対策含む）
R4. 8. 3	知事視察（三浦海岸）
R4. 8. 31	安全対策を終了

R5. 4. 26	海水浴場ルールに関するガイドライン（令和5年度版）を施行
R5. 6. 9	海水浴場開設期間（予定）が判明 （県生活衛生課 海水浴場の水質検査結果記者発表の添付資料）
R5. 7. 1	安全対策を開始
R5. 8. 31	安全対策を終了

3 取組詳細

（1）「海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドライン」

- 令和2年度は、県内の海水浴場を例年どおり開設すれば、感染リスクが高い「3密」の状態になることが想定されることから、海水浴場の開設者が開設可否を判断するにあたって活用してもらうよう、県は、感染症の専門家の意見も伺いながら、海水浴場を開設する場合に開設者等が行うべき感染防止対策を「海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドライン」として策定した。

(2) 海水浴場ルールに関するガイドライン

- 令和2年度は、すべての海水浴場が開設されなかったことから、例年作成している「海水浴場ルールに関するガイドライン」は作成しなかった。
- 令和3年度は、感染症防止のための必要な対策を盛り込んでガイドラインを作成し、施行した。(ガイドラインは、コロナ禍以前から、主として風紀対策のために作成しているものであるが、令和3年度は感染症対策の部分を生活衛生課が記載した。)
- 令和4年度は、令和3年度の経過や市町からの要望を踏まえ、県が施行する「海水浴場ルールに関するガイドライン」に「国の基本的対処方針や県の実施方針に基づき、県が海水浴場の休場を要請した場合には、海水浴場設置者は速やかに海水浴場を休場することとする。」と、生活衛生課が休場に係る記載を盛り込んだ。

(3) 令和2年度の安全対策

令和2年度は、「海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドライン」を基に、海水浴場開設者が開設の可否を判断した結果、県内すべての海水浴場が開設されないことになった。

そのため、例年と同様の安全対策がなされないことを広く県内外に発信するとともに、地元市町や関係機関等と連携して、海岸の安全対策に取り組んだ。

ア 海水浴場の開設状況

県内全ての海水浴場（県内25箇所、うち県管理海岸では20箇所）が開設されなかった。

イ 公益財団法人日本ライフセービング協会との包括協定の締結

令和2年6月19日に、海岸での水難事故の防止などを目的として、公益財団法人日本ライフセービング協会と包括協定を締結し、ライフセーバーの配置など、海岸における水難事故防止等に向けた取組を推進した。

ウ 海水浴場が開設されないことの周知

テレビやラジオ等の媒体の活用、主要な鉄道駅へのポスター掲示、県内全小・中・高校などへのリーフレットの配布などにより、広く周知を図った。

エ 遊泳自粛要請看板、柵の設置

遊泳自粛を促す看板や例年の海水浴場の範囲が一目で分かるように、砂浜に目印となる柵を設置した。

看板設置枚数：約170枚（英語表記の看板を含む）

柵設置箇所数：2箇所（三浦海岸、横須賀三浦海岸）

オ 海岸のルール看板の設置

砂浜での飲酒を控えること、ゴミを持ち帰ること等の自主ルールを13市町において策定し、看板を設置した。

看板設置枚数：約130枚（英語表記の看板を含む）

カ 海岸パトロールの強化

密集・密接を避けることや、遊泳自粛や自主ルールの遵守等の呼びかけなどを実施した。

警備員：延べ約1,800人（7月1日～8月31日）

ライフセーバー：延べ約1,500人（7月4日～8月31日）

県職員：延べ約300人（7月11日～8月30日の土日祝日等）

キ ドローンを活用した監視活動

人が多く集まる藤沢海岸片瀬西浜地区で、藤沢市や慶應義塾大学SFC研究所などと連携して、ドローンを活用した監視・救命活動やスピーカーによる注意を実施した。

活動期間：延べ19日間稼働

(7月18日～8月23日の土日祝日等)

飛行回数：延べ約100回、浮環投下訓練15回

※浮環投下による救助活動実績は無し

(4) 令和3年度の安全対策

令和3年度の夏は、海水浴シーズン当初、開設する海水浴場と、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、開設しない海水浴場に分かれた。

海水浴場が開設されれば、開設者による安全対策が行われるが、開設されない海岸では安全対策がなされないため、県は、地元市町や関係機関等と連携して、海岸の安全対策に取り組んだ。

さらに、8月の緊急事態宣言の発出を受け、開設していた海水浴場もすべて休場することとなったため、それらの海岸でも地元市町と連携して安全対策に取り組んだ。

ア 海水浴場の開設状況

各海水浴場開設者が開設の可否について判断した結果、開設が15箇所、非開設が10箇所(県管理海岸では、開設が12箇所、非開設が8箇所)という結果となった。

イ 海水浴場が開設されないことの周知

海岸への来訪を減らすため、海水浴場が開設されない海岸を、ホームページやラジオ等の広報媒体により周知した。

ウ 遊泳自粛要請看板の設置

海水浴場が開設されない海岸及び途中休場となった海水浴場において、遊泳自粛を促す看板を設置した。

看板設置枚数：約100枚

エ 海岸のルール看板の設置

海水浴場が開設されない海岸及び途中休場となった海水浴場において、砂浜での飲酒を控えること等のルールを記載した看板を設置した。

看板設置枚数：約20枚

オ 海岸パトロールの強化

密集・密接を避けることや、遊泳自粛や砂浜での飲酒を控えること等の呼びかけなどを実施した。

また、海水浴場の開設、非開設にかかわらず、三浦市から湯河原町までの沿岸を4つのエリアに分け、それぞれのエリアを統括するライフセーバーをエリアマネージャーとして配置し、海岸相互の応援体制を整えた。

警備員：延べ約500人(7月1日～8月31日)

ライフセーバー：延べ約1,100人(7月1日～8月31日)

県職員：延べ約160人(8月2日～8月29日の土日祝日等)

カ ドローンを活用した監視活動

逗子市、鎌倉市、藤沢市（片瀬東浜）において、ドローンを活用した監視やスピーカーによる注意喚起等を実施した。

活動期間：延べ20日間（7月10日～8月15日の土日祝日等）

飛行回数：延べ約140回（うち、浮環投下訓練13回）

※浮環投下による救助活動実績は無し

（5）令和4年度の安全対策

令和4年度は、県内の各海水浴場において、現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、開設について検討が行われた結果、多くの海水浴場が開設されることとなった。

ア 海水浴場の開設状況

県全体では、開設が21箇所、非開設が4箇所（うち、県管理海岸では、開設が17箇所、非開設が3箇所）という結果となった。

イ 海水浴場が開設されない海岸における取組

県が管理する海岸においては、昨年度と同様に遊泳を目的とする来訪者が想定されるため、次の安全対策を行った。

（ア）注意喚起看板の設置

遊泳自粛を促すための注意喚起看板を海岸に設置した。

（イ）海岸パトロールの実施

ライフセーバーなどによる海岸パトロールを実施した。

ウ 海水浴場が開設されるまでの間の緊急的な取組

梅雨明け（速報値）が統計開始以来最も早く、暑い日が続き、海水浴場が開設される前の海岸にも多くの利用者が訪れていたことから、7月1日から海水浴場が開設されるまでの間、緊急に、県が管理する海岸において、警備員の配置等による安全対策を実施した。

エ 各海岸に共通する取組

海水浴場の開設の有無にかかわらず、県が管理する海岸の安全対策として、次の取組を行った。

（ア）エリアマネージャーの配置による関係機関との広域的な連携

県がエリアマネージャーを配置することにより、沿岸市町、海上保安庁、ライフセービング協会などの関係機関と広域的に連携した。

（イ）ドローンを活用した監視活動等

三浦市において、ドローンを活用した監視やスピーカーによる注意喚起等を実施するとともに、沿岸市町等がドローンによる監視活動を自走化していくため、ライフセーバー向けのドローン操作講習会を実施した。（葉山海岸、逗子海岸）

（6）神奈川モデルの展開

令和2年度から実施してきた安全対策の取組により、県、市町、関係団体等が広域的に連携して、それぞれの海岸の状況に応じた安全対策を行う「神奈川モデル」が構築できたことから、今後も、海水浴場の開設者等と連携し、「神奈川モデル」により、神奈川の海の安全を確保していく。

4 課題と対応

新型コロナウイルス感染症の影響により海水浴場が開設されず、本来、海水浴場開設者がやるべき安全対策が行われない中、多くの方が海岸を訪れることが想定されたことから、海水浴場が開設されない海岸等の安全対策が問題視された。

そこで、本来は海岸の管理を行う県土整備局と環境農政局が、利用者の安全・安心を最優先に考えた結果、安全対策を行うことにした。

そのため、安全対策に要する予算を確保すべく、令和2年度は補正予算の対応により、令和3年度、令和4年度は、予算の流用により対応した。

その結果、県、市町、関係団体等が広域的に連携し、それぞれの海岸の状況に応じた安全対策を行ったことで、「神奈川モデル」を構築することができた。

5 将来に向けた教訓

今回の経験を踏まえ、新型コロナウイルスに限らず、安全対策が行われないような想定外の事態に対処できる体制を県庁内の関係部局と連携して整えていく必要がある。

具体的には、海岸管理者だけでなく、水難事故に関する関係機関との連絡調整を担うくらし安全防災局や、年間を通して藤沢海岸や茅ヶ崎海岸等にライフセーバーを配置するサーフ90の取組を支援している政策局、海水浴場を所管する健康医療局などと、部局横断的に連携していく必要がある。

4 県民支援

(1) 労働相談の実施

1 取組の概要

労働センターでは、労働問題の解決に向けて労働者や使用者からの相談を電話や面談により受けているが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、同感染症に関連する休業や解雇・退職、安全衛生等に係る労働問題に関する労働相談が次第に増加した。

そこで、感染症の拡大に伴って新たに生じた労働問題等の解決に向けて、電話や面談による労働相談を実施する中で、令和2年7月1日には、新型コロナウイルス感染症に関する労働相談専用ダイヤルの「コロナ労働相談 110 番」を開設し、相談対応の充実強化を図った。

また、新型コロナウイルス感染症関連の労働相談事例を類型化して分かりやすくまとめ、ホームページに掲載して、問題の解決に必要な知識や情報の周知を図るなどの対応を行った。

2 経過

日時	内容
R2. 2. 26	「労働センター事業における新型コロナウイルス対策について」策定
R2. 4. 8	国の緊急事態宣言、県の基本方針を踏まえ、上記を改定 ・相談業務は、原則電話相談のみ
R2. 4	ホームページに新型コロナウイルス感染症関連の労働相談事例を掲載
R2. 5	緊急事態宣言解除後、対面相談及び出張労働相談を再開
R2. 7. 1	「コロナ労働相談 110 番」を開設
R2. 9	街頭労働相談を再開
R3. 4	職員向けの新型コロナウイルス感染症相談マニュアルを作成
R3. 5	街頭労働相談において生活援護課と連携

3 取組詳細

(1) 相談体制

令和2年4月に国の緊急事態宣言、県の基本方針が発出されたことを踏まえ、相談業務は、原則として電話相談とし、出張労働相談は相談員派遣を取りやめ、街頭労働相談は5～8月の間は中止とした。

その後、5月の緊急事態宣言解除後、感染拡大防止の対応（ビニールスクリーンやアクリル板設置、マスク着用、手指消毒など）を行った上で、対面相談及び出張労働相談を再開した。その際、所属としての対応を「労働センター事業における新型コロナウイルス対策について」として整理した。

再開に際しては、従来対面のみであった弁護士労働相談やメンタルヘルス相談に

Ⅲ 県民生活・経済支援

ついて、相談者の希望により電話相談も選択できることとし、現在も継続している。

街頭労働相談は8月末まで中止とし、9月以降再開した。再開当初は、接触を避けるため、広報用ティッシュを配布しない、規模を縮小するなどしていたが、直接手が触れないようにティッシュを箱に入れて配るなどの工夫により改善を図った。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関連する相談の状況

新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談が増加したことから、コロナ禍における労働相談の実態を把握するため、新型コロナウイルス感染症関連の集計項目を別途設けて集計を行った。

令和2年度は合計2,922件の相談があり、内容としては休業手当などの休業補償に関する相談が約4割と多かったが、その後、国の制度や相談窓口が整備されてきたことに伴い、相談件数は減少したものと考えられ、令和3年度は1,277件、令和4年度は870件となった。

また、相談内容も変化し、業務上で感染した場合の労災に関する相談や、感染して療養した場合の健康保険の傷病手当金の扱いに関する相談等が増加した。

(単位：件)

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
休業	1,163	39.8%	休業	436	34.1%	健康・労災 保険	175	20.1%
解雇・雇止め	427	14.6%	解雇・雇止め	83	6.5%	休業	146	16.8%
安全衛生	235	8.0%	安全衛生	82	6.4%	安全衛生	41	4.7%
2,922			1,277			870		

(3) ホームページへの事例掲載

新型コロナウイルス感染症発生初期において、緊急事態宣言に伴う休業や職場での感染症対策などの相談が増加したことから、令和2年4月に労働センターのホームページに、よくある相談事例を「休業」、「安全衛生」等に分類して、検索しやすい形で掲載するようにした。

その後、令和3年9月に感染者数が急増した際には、アクセス件数が大きく伸びて1か月に4万件近くのアクセスがあった。

(4) コロナ労働相談110番の設置

令和2年7月に、新型コロナウイルス感染症関連の専用労働相談ダイヤル「コロナ労働相談110番」を設置して、県の「新型コロナウイルス感染症対策ポータル」の相談窓口の中に掲載した。

令和2年度（7月以降）	令和3年度	令和4年度
323件（23.8%）	465件（36.4%）	346件（39.8%）

Ⅲ 県民生活・経済支援

※コロナ 110 番で受けた相談件数。() 書きは、新型コロナウイルス感染症関連の相談件数に占める割合

(5) 職員向けのマニュアル作成

コロナ禍における労働相談では、直接的な労働関係以外の相談内容が含まれることが多かったことから、事業主向け、個人事業主向け、労働者・求職者向けの支援内容を整理した「新型コロナウイルス感染症関連の支援について」という職員向けのマニュアルを作成し、相談者に対し必要に応じて適切な窓口を案内するよう努めた。

(6) 生活援護課との連携

コロナ禍が長引く中で、労働センターにおいては生活困窮に関する相談が増加する一方で、生活援護課の設置する生活支援総合相談窓口においては、仕事に関する相談が増加したことから、令和3年5月、研修会を開催し相互の制度を学ぶとともに、相互の相談員によるワンストップ街頭相談会を実施した。

<相互研修会>

日時：令和3年5月17日

- ・「労働関連の基礎知識」講師：労働センター職員 受講者：生活援護課相談員（7名）
- ・「生活支援制度の概要」講師：生活援護課職員 受講者：労働センター相談員（16名）

<しごと・くらしワンストップ街頭相談会>

日時：令和3年5月20日、21日

場所：新都市プラザ

(単位：件)

	労働相談	フリーランス相談	就労相談	生活相談	計
5/20	160	6	28	4	198
5/21	145	10	33	6	194
計	305	16	61	10	392

4 課題と対応

(1) 労働相談における対応

新型コロナウイルス感染症発生初期は、労働相談の中に新型コロナウイルス感染症に関連する多様な相談が含まれていたが、相談を受ける職員も対応状況を把握するのが困難な中で、スムーズに適切な窓口を案内できないことなども多かった。また、他機関に問い合わせた際に複数回誤った窓口を案内された（いわゆる「たらい

回し) 経験のある相談者からの苦情も多かった。

そこで、県の「新型コロナウイルス感染症対策ポータル」が作成されるまでの間は、職員が独自に、必要な関係連絡先などの一覧表を作成して職員間で共有し相談に活用した。さらに、令和3年4月にはこれを発展させた職員向けのマニュアルを作成した。

その後、県の各種制度やコールセンター等が整備されたことに伴い、これらの資料やマニュアルを基に適切な窓口を案内することができるようになった。

(2) 感染症の状況に応じた相談内容の変化

新型コロナウイルス感染症に関連した労働相談の内容は、感染状況や国の制度、県の支援策の整備などに伴い、当初は休業手当関連や勤務シフトについて、その後、休業支援金や感染時の療養期間などといったように変化してきた。

そこで、国の通知、報道、相談対応の状況などを日々確認し、職員間でその情報を共有することにより相談者のニーズの変化に応じた適切な対応ができるよう努めた。

(3) 感染防止対策と相談対応の両立

緊急事態宣言下においては、対面での労働相談を原則一旦休止としていたが、緊急事態宣言解除後は、新型コロナウイルス感染症関連の労働相談が引き続き多い中で、対面での相談を再開した。

再開にあたっては、相談対応を行う職員の健康を守り事業を継続するという観点からも、しっかりとした感染防止対策を行った。

一方、従来は対面のみ実施としていた弁護士相談やメンタルヘルス相談を電話でも行うこととしたが、これは現在も継続しており、来所が難しい相談者にも相談の機会を提供することにつながった。

5 将来に向けた教訓

新型コロナウイルス感染症の拡大というこれまでに経験したことのない状況においては、県民の生活に直結する労働環境にも様々な変化が生じ、労働センターの業務にも大きな影響が生じた。

日々の業務である労働相談においても、相談内容が大きく変化していき、職員がそれらについて新たな知識を習得する必要性が生じた。

こうした経験から、相談者の状況、ニーズ、国等の支援制度等が時間の経過とともに日々変わっていくため、それに応じて必要な情報を日々迅速に収集し、職員で共有することが非常に重要であることを改めて体感した。

また、情報収集にあたっては、所属内関係職員に広く呼びかける、簡便な方法で迅速に最新の内容に更新できるようにする、労働問題と関わりの深い他の分野（経営支援、生活支援など）の情報も併せて収集することに配慮する必要がある。

4 (2) 新型コロナウイルス感染症対策就業支援事業

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等の就業を支援するため、県就業支援施設のキャリアカウンセリングの窓口を増やすなど、相談機会の充実を図るとともに、面接会等の開催を通じ、失業者等と県内企業とのマッチングを促進した。

また、県内の経済団体5団体に対し、新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用の維持並びに新規学卒者、就職氷河期世代、若年者、障がい者、女性及び高年齢者等の雇用機会の確保等を要請するとともに、会員企業への働きかけを要請した。

2 経過

R2. 3. 18	・ 県内の経済団体5団体へ要請（新型コロナウイルス感染症に係る雇用への配慮等について）
R2. 4. 7	・ 本県へ緊急事態宣言発出（実施期間 R2. 4. 7～R2. 5. 25） ・ 県就業支援施設「かながわ若者就職支援センター」、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」で予定していた4、5月のセミナー、グループワークを中止
R2. 7. 10	・ 新型コロナウイルス感染症等に係る6月補正予算が成立
R2. 7～	・ 県就業支援施設で、新たにWebキャリアカウンセリングを開始
R2. 9. 16	・ 県内の経済団体5団体へ要請（新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用機会の確保等について）
R2. 10～	・ 県就業支援施設のキャリアカウンセラーを増員
R3. 1. 7	・ 本県へ緊急事態宣言発出（実施期間 R3. 1. 8～R3. 3. 21） ・ 県内の経済団体5団体、各局所管団体へ要請（企業におけるテレワーク等の徹底について）
R3. 2. 9	・ 県内の経済団体5団体へ要請（感染拡大防止に向けたテレワークの徹底的な活用について）
R3 年度以降	・ 経済団体5団体へ雇用機会の確保等を要請（R3. 6. 23、R4. 6. 27）

3 取組詳細

(1) 県就業支援施設の窓口の拡充・強化（キャリアカウンセラーの増員）

① 令和2年度

- ・ かながわ若者就職支援センター：1名増員（3窓口→4窓口）
- ・ シニア・ジョブスタイル・かながわ：1名増員（4窓口→5窓口）

※ 両施設からの街頭労働相談へのキャリアカウンセラー派遣回数も増強

② 令和3年度

- ・ かながわ若者就職支援センター：増員維持

Ⅲ 県民生活・経済支援

- ・ シニア・ジョブスタイル・かながわ：増員維持
- ③ 令和4年度
 - ・ かながわ若者就職支援センター：増員維持
 - ・ シニア・ジョブスタイル・かながわ：増員維持
 - ・ かながわ女性キャリアカウンセリング相談室：1名増員（1窓口→2窓口）

（2）合同就職面接会、ミニ企業相談会・面接会の実施

- ① 令和2年度
 - ・ 合同就職面接会：1回
 - ・ ミニ企業相談会：30回
- ※ 令和3年1月7日に本県に再度、緊急事態宣言が発出されたことに伴い、1月に開催を予定していた合同就職面接会及びミニ企業相談会を延期することを決定した。
- ② 令和3年度
 - ・ 合同就職面接会：4回
 - ・ ミニ企業相談会、ミニ面接会：延べ40回
- ③ 令和4年度
 - ・ 合同就職面接会：4回
 - ・ 就職応援セミナー&面接会：4回
 - ・ ミニ企業相談会・面接会：44回

（3）経済団体への要請

県内の経済団体5団体に対し、知事と神奈川労働局長の連名又は知事名で要請を実施

県内の経済団体5団体：（一社）神奈川県商工会議所連合会
（一社）神奈川県経営者協会
（一社）神奈川経済同友会
神奈川県商工会連合会
神奈川県中小企業団体中央会

- ① 令和2年3月18日
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用への配慮等について」
 - ・ 要請先：県内の経済団体5団体
 - ・ 要請者：神奈川県知事、神奈川労働局長
 - ・ 要請方法：書面
 - ・ 要請項目
 - 1 雇用の維持、解雇の回避
 - 2 採用内定者への配慮
 - 3 就職・採用活動への配慮
 - 4 休暇・休業の取得促進
 - 5 個人事業主・フリーランスへの配慮
 - 6 感染防止の取組
- ② 令和2年9月16日
「新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用機会の確保等について」
 - ・ 要請先：県内の経済団体5団体

Ⅲ 県民生活・経済支援

- ・ 要請者：神奈川県知事、神奈川労働局長
 - ・ 要請方法：書面
 - ・ 要請項目
 - 1 新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用維持について
 - 2 新規学卒者について
 - 3 就職氷河期世代への支援について
 - 4 若年者について
 - 5 障がい者について
 - 6 女性について
 - 7 高齢者について
 - 8 就職に困難を抱える者等
 - 9 新しい生活様式を踏まえた働き方改革について
- ③ 令和3年1月7日
「企業におけるテレワーク等の徹底について」
- ・ 要請先：県内の経済団体5団体、各局所管団体
 - ・ 要請者：神奈川県知事
 - ・ 要請方法：書面
- ④ 令和3年2月9日
「感染拡大防止に向けたテレワークの徹底的な活用について」
- ・ 要請先：県内の経済団体5団体
 - ・ 要請者：神奈川県知事
 - ・ 要請方法：県内経済団体への「令和3年度神奈川県当初予算案説明会」の中で実施
- ⑤ 令和3年6月23日
「新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用機会の確保等について」
- ・ 要請先：県内の経済団体5団体
 - ・ 要請者：神奈川県知事
 - ・ 要請方法：書面
 - ・ 要請項目
 - 1 新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用維持について
 - 2 新規学卒者について
 - 3 就職氷河期世代への支援について
 - 4 若年者について
 - 5 障がい者について
 - 6 女性について
 - 7 高齢者について
 - 8 就職に困難を抱える者等
 - 9 新しい生活様式を踏まえた働き方改革について

4 課題と対応

緊急事態宣言の発出により、セミナーや面接会等の中止、延期が生じ、委託事業者と中止した事業の取扱いや延期した事業の再周知等の調整が必要となり、急ぎ対応した。

5 将来に向けた教訓

- 就業支援の拠点として 39 歳までの若年者向けに「かながわ若者就職支援センター」を、40 歳以上の中高年齢者向けに「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を設置し、神奈川労働局等の関係団体・機関と相互に連携しながら、就業支援に取り組んでいる。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により企業活動が縮小し、失業者及び転職希望者が急増すると懸念され、就業支援の必要性が高まることが想定されたことから、令和2年度よりキャリアカウンセリングのカウンセラーを増員したが、キャリアカウンセリング利用者数の増加は翌令和3年度が顕著であり、カウンセラーの増員を継続したことにより、ニーズに適切に対応することができた。
- 新型コロナウイルス感染症においては、キャリアカウンセリング利用者は発生直後に増加するのではなく、一定の期間をおいてから、複数年にわたってその状況が継続するものと思われる。

4 (3) 離職者等委託訓練事業

1 取組の概要

(1) 令和3年度「コロナ離職者向けコース」の設定

令和3年度において、短期間で就職に有利な資格の取得や情報通信技術の習得を目指すため、11月生及び1月生に「コロナ離職者向けコース（訓練期間2か月又は3か月）」として設定し、広報した。

(2月生コースの追加)

コロナ離職者の方等の訓練受講機会の確保を図るため、例年5回（4月、7月、9月、11月及び1月）の訓練開始時期であったところ、2月に訓練を開始するコースを10コース（訓練期間2か月）追加した。

(2) 令和4年度「コロナ離職者優先枠付きコース」の設定

令和4年度において、求人ニーズの高い分野等へ早期に再就職できるようにするため、情報通信分野、介護技術分野及びパソコンスキル分野について、「コロナ離職者優先枠」付きコース（訓練期間3か月）を設定した。

2 経過

R3. 8. 17	① コロナ離職者向けコース（令和3年11月生）募集開始
8. 30	① 同（令和3年11月生）募集終了
11. 1	① 同（令和3年11月生）訓練開始
11. 18	① 2月生コース（令和4年2月生）募集開始
12. 8	① 同（令和4年2月生）募集終了
12. 28	① コロナ離職者向けコース（令和3年11月生・訓練期間2か月）訓練終了
R4. 1. 31	① 同（令和3年11月生・訓練期間3か月）訓練終了
2. 1	① コロナ離職者向けコース（令和4年2月生）訓練開始
3. 29	① 同（令和4年2月生）訓練終了
4. 14	② コロナ離職者優先枠付きコース（令和4年7月生）募集開始
4. 27	② 同（令和4年7月生）募集終了
6. 15	② 同（令和4年9月生）募集開始
6. 28	② 同（令和4年9月生）募集終了
7. 1	② 同（令和4年7月生）訓練開始
8. 15	② 同（令和4年11月生）募集開始
8. 26	② 同（令和4年11月生）募集終了
9. 1	② 同（令和4年9月生）訓練開始
9. 30	② 同（令和4年7月生）訓練終了
10. 13	② 同（令和5年1月生）募集開始
10. 26	② 同（令和5年1月生）募集終了
11. 1	② 同（令和4年11月生）訓練開始
11. 30	② 同（令和4年9月生）訓練終了
R5. 1. 4	② 同（令和5年1月生）訓練開始
1. 31	② 同（令和4年11月生）訓練終了
3. 31	② 同（令和5年1月生）訓練終了

3 取組詳細

(1) 令和3年度「コロナ離職者向けコース」

開始月	実施コース数	入校者(人)	修了者(人)
11月生	4	49	46
1月生	4	73	65
2月生	10	171	159
合計	18	293	270

(2) 令和4年度「コロナ離職者優先枠付きコース」

開始月	実施コース数	入校者(人)	修了者(人)
7月生	7	133	106
9月生	7	102	80
11月生	5	73	71
1月生	5	86	70
合計	24	394	327

4 課題と対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による離職者等の早期の再就職に寄与することができた。

一方で、新型コロナの影響による離職者が増加する時期とコース設定や優先枠の設定の時期がずれた可能性があり、適切なタイミングでの対応が課題と考えられる。

5 将来に向けた教訓

新型コロナの感染法上の位置付けが5類に移行したことや、新型コロナの影響による離職者が減少したことにより、次年度の募集からは「コロナ離職者優先枠」を設定しない予定だが、今後、社会的影響が大きな感染症等が発生した場合は、求職者の再就職支援のために、適切な「優先枠」等を設定できるようにしたい。

4 (4) 内定取消者等緊急雇用の実施

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和元年度末頃から企業の採用内定を取り消された人や職を失う人が発生していた中、令和2年4月7日に本県を対象区域に含む緊急事態宣言が発出されたことに伴い、生活費を得ながら新たな就職活動ができるよう、非常勤職員（会計年度任用職員）の緊急雇用を経済・社会対策の一環として実施した。

2 経過	
R2. 4. 7	神奈川県を緊急事態措置実施区域に含む緊急事態宣言を国が発出
R2. 4. 15	緊急雇用の実施について記者発表（知事会見）
R2. 4. 16	非常勤職員の募集開始（R2. 4. 22まで）
R2. 5. 1	非常勤職員の採用開始
R2. 5. 8	緊急雇用（再募集）の実施について記者発表（参考資料送付）
R2. 5. 11	非常勤職員（再募集）の募集開始
R2. 6. 1	非常勤職員（再募集）の採用開始
R5. 3. 31	緊急雇用期間の終了

3 取組詳細

(1) 緊急雇用受入れポストの調整

令和2年4月8日から緊急雇用を行う受入れポストについて庁内各局との調整を行い、合計126ポストを募集ポストとして決定。

(2) 募集概要

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、採用の内定を取り消された方又は職を失った方（廃業された方や採用時に失業状態になることが確認できる方も含む）
採用予定数	126名 ※うち2名は知的障害者又は精神障害者枠
募集期間	令和2年4月16日～令和2年4月22日
任用期間	令和2年5月1日～令和3年3月31日

(3) 募集結果・再募集

令和2年4月16日～令和2年4月22日の募集により、採用予定数126名中、65名を採用。採用日が5月1日で募集期間が短かったこともあり、半数近くが採用に至らなかったことから、次のとおり再募集を行った。

採用予定数	60名
募集期間	令和2年5月11日～令和2年5月22日
任用期間	令和2年6月1日～令和3年3月31日

再募集により、採用予定数60名中、30名を採用。以後、採用に至っていないポストは随時募集することとし、9名採用となったため、合計104名採用となった。

(4) 緊急雇用期間の終了

採用した方については会計年度ごとの雇用になるが、コロナの感染状況を考慮

Ⅲ 県民生活・経済支援

すると就職活動には一定の期間が必要となるため、同一の業務が継続してある場合には、2回(令和4年度末まで)を限度に改めて採用できることとした。

令和4年3月には、まん延防止等重点措置も終了し、その後飲食店の営業自粛や時短営業要請等も行わない状況となったため、緊急雇用としての役目を一定終えたものと判断し、予定通り令和4年度末をもって緊急雇用期間を終了した。

《人数の推移》

	採用	退職	任期更新
令和2年度	104	42	62
令和3年度	—	18	44
令和4年度	—	44※	0

※37名が令和4年度末任期満了まで勤務

4 総括

本取組は、ニーズの確認を十分に精査する間も無い中で、正に緊急措置として実施したが、募集ポストの約8割を採用する事ができ、経済・社会対策としての効果は、一定程度あったものと考えられる。

また、県としても全庁体制で新型コロナ対応に臨まなければならない局面で、緊急雇用の非常勤職員がマンパワーを補うことにより、結果として正規職員が新型コロナ対応に注力するための一助となる効果もあった。

4 (5) 生活困窮者対策

1 取組の概要

(1) 生活困窮者自立相談支援機関の体制強化

令和2年4月の緊急事態措置に伴い、生活困窮の相談が急増したことから、県が直接支援を行う町村部の自立相談支援機関の体制強化を行った。

(2) 生活支援総合相談窓口等

緊急事態措置によりネットカフェが休業したこと等に伴い、緊急受入所として開放された県立武道館を利用する方々を支援するため、同館内に生活支援相談窓口を設置した。

県立武道館での緊急受け入れ終了後は、コロナ禍で収入が減少した方など生活に困窮する県民に対する「暮らし」「すまい」「しごと」の相談をワンストップで受け付ける「生活支援総合相談窓口」に移行し、福祉子どもみらい局を中心に、関係部局間で連携して各種相談に対応した。

(3) 県営住宅緊急入居者への家具家電等の調達

緊急受入所として開放された県立武道館を一時利用し、退去後に県営住宅に入居した方については、布団・家具・家電など最低限の生活備品を持っていない場合が多く、県が社会福祉法人等から家具等を調達し、入居者に提供する取組を行った。

(4) 一時生活支援事業の拡充

コロナ禍の影響を受け、失業や休業等により住まいを失う方が増えることを想定し、コロナ禍前から県が確保していた無料低額宿泊所内の3室に加え、新たにビジネスホテル等の部屋を借り上げ、県内各市とも連携して、居所を失った方に対する衣食住の提供や、自立に向けた支援を行った。

(5) 生活福祉資金の特例貸付

コロナ禍の影響を踏まえ、令和2年3月から、従来の貸付基準を緩和した生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金）の特例措置が設けられた。県は、貸付を実施する神奈川県社会福祉協議会に対し、貸付に必要な原資等の補助を行った。

(6) 生活困窮者自立支援金の支給

生活福祉資金の特例貸付をすべて借り終え、新たな貸付けを受けられない生活困窮世帯に対する新たな給付金として、令和3年7月に、生活困窮者自立支援金制度が創設され、県は、令和5年3月まで、町村部の生活困窮者に対する支給を行った。

(7) 住居確保給付金の支給対象の拡大

離職や廃業で家賃を払えない方を対象とする住居確保給付金について、コロナ禍の影響を踏まえ、令和2年4月から、休業等に伴う収入減少により離職や廃業と同程度の状況にある者にまで、対象者が拡大された。

(8) 生活困窮者対策推進本部の取組

全庁横断的にコロナ禍における生活困窮者対策を進めるため、令和3年11月に、知事を本部長とし、生活困窮者対策推進本部を設置した。

2 経過	
	(1) 生活困窮者自立相談支援機関の体制強化
R2. 4	4月補正予算(体制強化のための予算を計上)
R2. 5	変更契約、相談員増員
	(2) 生活支援総合相談窓口等
R2. 4. 14	県立武道館に生活支援相談窓口を設置し、県生活援護課、横浜市生活支援課等の職員が相談支援を実施(～R2. 5. 6)
R2. 5. 11	県民センターに、福祉子どもみらい局、産業労働局、県土整備局の職員等による生活支援総合相談窓口を設置(対面及び電話相談)
R2. 6. 12	同相談窓口を生活援護課に移転(電話相談)
R4. 4～	総合相談の電話回線を3回線から1回線に縮小
	(3) 県営住宅一時入居者への家具家電等の調達
R2. 4. 24	県内の社会福祉法人等に物資提供の呼びかけ
R2. 5～11	物資の調達、希望者への提供
	(4) 一時生活支援事業の拡充
R2. 4	4月補正予算(事業実施拡大のための予算を計上)
R2. 5	ビジネスホテル等と委託契約締結
R3. 1	利用実績を踏まえ、変更契約を行い、借上室数を縮小
	(5) 生活福祉資金の特例貸付
R2. 3	特例貸付実施(申込期間R2. 7まで)
	3月補正予算(R1事業予算を計上)
R2. 4	4月補正予算(R2事業予算を計上)
R2. 6	申込期間の延長通知(申込期間R2. 7まで→R2. 9まで)
	6月補正予算(貸付期間延長のための予算を計上)
R2. 7	総合支援資金の延長貸付の実施
R2. 9	申込期間の延長通知(申込期間R2. 9まで→R2. 12まで)、
	9月補正予算(貸付期間延長のための予算を計上)
R2. 11	11月補正予算(貸付期間延長のための予算を計上)
R2. 12	申込期間の延長通知(申込期間R2. 12まで→R3. 3まで)
R3. 2	総合支援資金の再貸付の実施
R3. 3	申込期間の延長通知(申込期間R3. 3まで→R3. 6まで)
	2月補正予算その1(貸付期間延長のための予算を計上)
R3. 5	申込期間の延長通知(申込期間R3. 6まで→R3. 8まで)
R3. 6	6月補正予算(貸付期間延長のための予算を計上)
R3. 8	申込期間の延長通知(申込期間R3. 8まで→R3. 11まで)
R3. 11	申込期間の延長通知(申込期間R3. 11まで→R4. 3まで)
R4. 2	申込期間の延長通知(申込期間R4. 3まで→R4. 6まで)
R4. 4	申込期間の延長通知(申込期間R4. 6まで→R4. 8まで)
R4. 6	6月補正予算(貸付期間延長のための予算を計上)
R4. 8	申込期間の延長通知(申込期間R4. 8まで→R4. 9まで)
R4. 9	9月補正予算(貸付期間延長のための予算を計上)、申込終了
R5. 2	2月補正予算(貸付基盤強化のための予算を計上)
	(6) 生活困窮者自立支援金の支給
R3. 5	国が制度概要を発表(申込期間R3. 7～R3. 8)

R3. 6	国の支給要綱の通知、県補助要綱策定 6月補正予算（事業予算を計上）、申請受付開始
R3. 8	申込期間の延長通知（申込期間 R3. 8 まで→R3. 11 まで）
R3. 11	申込期間の延長通知（申込期間 R3. 11 まで→R4. 3 まで）、支給対象の拡大
R3. 12	再支給の実施
R4. 3	申込期間の延長通知（申込期間 R4. 3 まで→R4. 6 まで） 2月補正予算（支給延長のための予算を計上）
R4. 6	申込期間の延長通知（申込期間 R4. 6 まで→R4. 8 まで） 6月補正予算（支給延長のための予算を計上）
R4. 8	申込期間の延長通知（申込期間 R4. 8 まで→R4. 9 まで）
R4. 9	申込期間の延長通知（申込期間 R4. 9 まで→R4. 12 まで）
R4. 12	申込終了
	（7）住居確保給付金の支給対象の拡大
R2. 4	対象拡大の実施（省令改正）
R3. 1	再々延長（R3. 3 までに初回申請し支給開始した者のみ）開始
R3. 2	再支給の特例措置（R3. 2～R3. 3 の期限付き）開始
R3. 3	再支給の特例措置の延長（申込期間 R3. 3 まで→R3. 6 まで）
R3. 6	再支給の特例措置の延長（申込期間 R3. 6 まで→R3. 9 まで）
R3. 9	再支給の特例措置の延長（申込期間 R3. 9 まで→R3. 11 まで）
R3. 11	再支給の特例措置の延長（申込期間 R3. 11 まで→R4. 3 まで）
R4. 2	再支給の特例措置の延長（申込期間 R4. 3 まで→R4. 6 まで）
R4. 4	再支給の特例措置の延長（申込期間 R4. 6 まで→R4. 8 まで）
R4. 8	再支給の特例措置の延長（申込期間 R4. 8 まで→R4. 9 まで）
R4. 9	再支給の特例措置の延長（申込期間 R4. 9 まで→R4. 12 まで）
R4. 10	再支給の特例措置の延長（申込期間 R4. 12 まで→R5. 3 まで）
R5. 3	再支給の特例措置終了
	（8）生活困窮者対策推進本部の取組
R2. 8	県民生活支援庁内連絡会議（推進本部の前身）設置 （令和3年7月までの間、合計8回の書面会議の開催）
R3. 11	生活困窮者対策推進本部の設置、本部会議の開催（第1回）
R4. 1～	支援団体へのヒアリング、アンケートの実施（～R4. 7）
R4. 5	本部会議の開催（第2回）
R5. 1	本部会議の開催（第3回）
R5. 8	本部会議の開催（第4回）

3 取組詳細

（1）生活困窮者自立相談支援機関の体制強化

生活困窮者自立支援法において、福祉事務所設置自治体（市部は市、町村部は県）は、生活困窮者自立相談支援事業（相談窓口を設置し、生活困窮の相談に対応）を実施することになっている。

県は、町村部を所管しており、同事業を社会福祉法人に委託している。

Ⅲ 県民生活・経済支援

令和2年4月の緊急事態措置に伴い、生活困窮の相談が急増したことから、令和2年度から相談員を増員し、同年度は、前年比5倍に及ぶ相談に対応した。

【町村部における新規相談件数の推移】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
306件	1,531件	1,079件	499件

【自立相談支援機関の体制強化の内容】

令和元年度		令和2年度～令和4年度	
統括相談支援員	1人	統括相談支援員	1人
主任相談支援員	2人	主任相談支援員	2人
相談支援員、就労支援員	4人	相談支援員、就労支援員	6人
		アウトリーチ支援員	2人

(2) 生活支援総合相談窓口等

生活が困難な方々に対しては、従前から各自治体が生活困窮の相談窓口を設け、様々な支援をしていたが、令和2年4月の緊急事態措置以降、生活に関する相談のほか、「どこに相談したらいいかわからない」など、多種多様な相談がますます増えることが想定された。

そのため、緊急受入所であった県立武道館内に設置していた生活支援相談窓口を引き継ぐ形で、様々な不安や困りごとについて、気軽に安心して相談できる総合的な窓口にブラッシュアップした「生活支援総合相談窓口」を、利便性の高い横浜駅西口のかながわ県民センター内に設置した。

令和2年5月11日から令和2年6月11日までの間、福祉子どもみらい局、産業労働局、県土整備局の職員等が、相談者の相談内容に応じて対応した。

相談件数の減少に伴い、同年6月12日に窓口を本庁の生活援護課執務室に移転し、生活援護課が電話で一次的に相談内容を聞き取り、相談内容に応じて関係所属へつなぐ対応を行った。令和4年度以降、電話回線数を3回線から1回線に縮小した。

【相談実績】

令和2年度	535件
令和3年度	389件
令和4年度	198件

(3) 県営住宅一時入居者への家具家電等の調達

緊急受入所であった県立武道館利用者のうち、14人が県営住宅の一時提供を利用して入居したが、手持ち金がなく、布団等生活必需品を調達できない者がいたことから、令和2年4月24日、神奈川県社会福祉協議会を通じて県内社会福祉法人等に物資の支援を呼びかけた。

これにより、20法人（団体）から、提供可能な物資リストの提供があった。

県営住宅利用者に対して、公共住宅課を通じて希望を募ったところ、11人から物資希望の申出があり、生活援護課は法人の提供可能物資と利用者の希望物資のマッチングを行い、物資の調達と提供の調整を行った。

Ⅲ 県民生活・経済支援

提供法人が車両を用意できなかった際に、法人の近くの県税事務所の協力を得て、同所の車両で布団類を届けたり、法人が物資等の搬送に職員を出せず、冷蔵庫など大型家電の運搬が困難だった際に、県職員も一緒に運搬を行うなど、様々な連携を行った。

令和2年5月から11月までの間、物資希望者11人に対して、9法人（団体）から24の物資の提供が行われた。

〔例〕 布団9セット、冷蔵庫4台、電子レンジ3台のほか、照明器具、調理器具、収納家具など

物資を提供した9法人（団体）には、生活援護課長から礼状を送付した。

（4）一時生活支援事業の拡充

生活困窮者自立支援法において、福祉事務所設置自治体は、一時生活支援事業（宿泊場所や食事を提供しながら、安定した生活に向け支援）を実施することができることと定めている。

県は、町村部を所管しており、令和元年度から同事業を、無料低額宿泊所3室を借り上げて実施している。

令和2年4月の緊急事態措置に伴い、失業や休業等により住まいを失う方が増えることが想定されたため、従前から借りている無料低額宿泊所3室に加え、以下のとおり、新たにビジネスホテル等の部屋を借り上げ、居所を失った方に対し、衣食住の提供や自立に向けた支援を行った。

【令和2年度】

4月補正予算を計上し、補正予算成立後、ビジネスホテル等と緊急随意契約により速やかに契約を締結した。

利用実績を踏まえ、令和2年12月に変更契約を行い、令和3年1月から規模を縮小した。

借り上げ施設	利用実績
ビジネスホテル 3箇所 計30室借上げ(R3.1から18室)	延19人（実利用者数5人） 464泊
無料低額宿泊所 2法人 計10室借上げ※(R3.1から5室)	延13人（実利用者数4人） 286泊

※うち3室は、感染症拡大前の令和元年度から一時生活支援事業を委託し借り上げている。

【令和3年度】

ビジネスホテルとの契約方法を、年間を通じて一定の部屋数を常時確保するのではなく、その都度空室を利用すること、利用実績（宿泊数、食事数）に応じて支払うこと（＝単価契約）に見直した。

実施期間中、利用申し込み時に空室を確保できなかったことはなく、円滑に事業を実施できた。

借り上げ施設	利用実績
ビジネスホテル 2箇所（単価契約）	延7人（実利用者数4人） 93泊

Ⅲ 県民生活・経済支援

無料低額宿泊所 1 法人（3室借上げ）	延 24 人（実利用者数 6 人） 592 泊
---------------------	----------------------------

【令和 4 年度】

ビジネスホテルとの契約については、令和 3 年度と同様単価契約とし、財源を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とした。

経済活動の回復に伴い、ビジネスホテルの空室が減少したことから、令和 4 年 12 月に、無料低額宿泊所とも契約を締結した。

借り上げ施設	利用実績
ビジネスホテル 2 箇所（単価契約）	延 19 人（実利用者数 5 人） 594 泊
無料低額宿泊所 ・ 1 法人（単価契約） ・ 1 法人（3室借上げ）	延 29 人（実利用者数 7 人） 593 日

（5）生活福祉資金の特例貸付

低所得世帯等の生活の立て直しに必要な生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金、総合支援資金）について、コロナ禍の影響を踏まえ、令和 2 年 3 月から、特例措置（対象者や貸付上限の拡大等）が設けられた。

【緊急小口資金】（一時的な資金が必要な方[主に休業された方]）

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 ※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

【総合支援資金（生活支援費）】（生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等]）

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左 (再貸付あり(注2))
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注1 総合支援資金（生活支援費）については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。
 注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、さらに3月以内(60万円以内)追加で貸付を行うことができる(延長貸付)。また、令和3年8月末までの間に緊急小口及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として再貸付(3月以内60万円以内)を実施する。

貸付の実施主体は都道府県社会福祉協議会であるため、県は、神奈川県社会福祉協議会に対し、貸付を実施するために必要な貸付原資等を補助した。

コロナ禍の長期化により、国により、受付期間延長等度重なる制度改正が行われたが、その都度県は、貸付原資等について補正予算で対応した。(令和 2 年 3 月補正、4 月補正、6 月補正、9 月補正、11 月補正、令和 3 年 2 月補正その 1、6 月補正、令和 4 年 6 月補正、9 月補正、令和 5 年 2 月補正)

神奈川県社会福祉協議会には、貸付申請が殺到し、電話がつながりにくくなり、申請から決定までに相当の日数を要するなど、混乱が生じていた。そこで、神奈川県社会福祉協議会の事務処理をサポートし、迅速な貸付を実施するため、令和 2 年 5 月から 8 月までの間、県職員を同協議会に応援派遣（延べ 415 人）した。

Ⅲ 県民生活・経済支援

【特例貸付の貸付決定実績】 令和2年4月～令和4年9月

	延べ件数	金額
緊急小口資金	106,707 件	19,418,027 千円
総合支援資金	131,101 件	68,464,212 千円

(6) 生活困窮者自立支援金の支給

令和3年5月28日に、国から、生活福祉資金の特例貸付をすべて借り終え、新たな貸付けを受けられない生活困窮世帯に対する新たな支援金制度の創設について通知された。

実施主体は福祉事務所設置自治体とされ、県は町村部を所管することとなった。

令和3年7月に受付を開始し、令和4年12月に受付を終了するまでの間、受付期間延長など度重なる制度改正が行われたが、県は、補正予算で対応した。(令和3年6月補正、令和4年2月補正、令和4年6月補正)

【自立支援金の支給決定実績（令和3年度及び令和4年度合算）】

延べ決定件数	決算額
433 件	92,220 千円

(7) 住居確保給付金の支給対象の拡大

生活困窮者自立支援法において、福祉事務所設置自治体は、住居確保給付金（離職等で家賃を払えない方に、家賃相当額を支給し、就職活動を支援）を実施することになっており、県は、町村部を所管している。

令和2年4月の緊急事態措置に伴い、国は令和2年4月から支給対象者を、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者にまで拡大した。

また、再支給の対象について、従前は解雇による離職のみであったが、特例措置により、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間に限り受け付けた。

さらに、令和3年3月までに初回の申請を行い支給決定した者に限り、再々延長申請が可能となり、最長12か月の支給が受けられることとなった。

これにより、住居確保給付金の申請が急増し、令和2年度の支給決定件数は、前年比で68倍になるなど、対応に追われることとなった。

【住居確保給付金の支給決定実績（町村部）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
初回	6 件	220 件	73 件	29 件
延長	1 件	139 件	50 件	22 件
再延長	0 件	84 件	41 件	17 件
再々延長	-	25 件	36 件	-
再支給	0 件	7 件	74 件	22 件
計	7 件	475 件	274 件	90 件
決算額	842 千円	54,684 千円	33,905 千円	11,102 千円

(8) 生活困窮者対策推進本部の取組

【背景】

令和2年4月の緊急事態措置以降、多くの県民の日常生活や企業の経済活動の制限を余儀なくされ、失業や休業等によって生活に困窮する県民が増加した。

県は、福祉、医療、雇用、住まいなど関係部局が連携し、生活に困窮する県民を総合的に支援していくため、令和2年8月に、「県民生活支援庁内連絡会議」を設置し、支援の体制強化を図るとともに、関係部局が有する県民生活関連データを収集・分析し、県民生活指標データとしてとりまとめ、共有した（令和2年8月から令和3年7月まで計8回の書面開催）。

その後、同連絡会議を発展的に解消し、令和3年11月に知事を本部長とする全庁横断的な組織、生活困窮者対策推進本部を設置した。

【開催状況】

	開催日	内容
第1回	R3年 11月16日	・本部の設置 ・できることから速やかに取組むこと、「見えない困窮」のニーズを把握することを確認
第2回	R4年 5月12日	・R4年度の取組の方向性（ニーズ把握、R4事業の推進、DXの活用、ポータルサイトリニューアル）を確認
第3回	R5年 1月20日	・R4年度の取組の進捗確認（概ね良好） ・R5年度の取組の方向性（子ども・若者の重点支援）
第4回	R5年 8月16日	・R4年度の取組実績 ・孤独・孤立対策推進法への対応

【令和4年度の主な取組】

ア 「見えない困窮」のニーズ把握

コロナ禍の生活困窮者の実情を把握して課題解決を図るため、生活困窮者を支援するNPOと知事が直接意見交換を行ったほか、各局と連携してヒアリング等を実施した。

(ア) 知事現場訪問

実施日 令和4年6月29日（水）

場 所 かながわ県民センター

参加者 食料支援、若年女性支援、外国人・外国につながる子どもの支援を行うNPOなど3団体

【主な意見】

- ・ 企業等から食品の提供を受け、子ども食堂などの支援団体につなぐコーディネート機能を持つ中間支援団体が不足している。
- ・ 大学生など若年者のうち、児童福祉法や生活保護法の対象にならず、制度のはざままで支援を受けられない方がまだまだいる。
- ・ 外国にルーツを持つ子どもで教育支援・自立支援を受けるべき方は多いが、言葉の壁などもあり、支援の情報などがうまくつながっていない。

(イ) NPOヒアリング・アンケート

実施時期 令和4年4～7月

団体数 ヒアリング10団体、アンケート38団体

（令和4年1～3月にも10団体のヒアリングを実施）

【主な意見】

- ・ 生活困窮者が置かれている状況に応じた多様な支援制度が、一人ひとりに行き渡っていない。
- ・ 食料支援など無償の支援を遠慮したり、相談をためらう人や、声をあげない、

あげられない若者が多くいる。

- ・ 生活困窮者支援に取り組むNPOや、福祉団体、教育機関、企業、行政 などの多様な担い手たちが協力するネットワークが必要である。
- ・ 生活困窮者の生活ニーズと企業の物資の提供等をマッチングするため、間に立って、物資の提供・配布・受取等を調整する役割、仕組みが求められる。

(ウ) DXを活用したニーズ把握

a 統計データ等の活用

生活困窮者の相談支援の統計データを活用し、生活困窮の要因・経年変化等の分析

b 検索データの分析

検索サイトで検索されたワードを可視化するツールを利用し、生活困窮者やケアラーに関するワードを検索された方の地域別、時系列、性別年代などで興味・関心の特徴などの分析を行った。

イ 「コロナ禍の生活困窮者対策」の推進

コロナ禍の影響を強く受ける、「子ども」「女性」「孤独・孤立に陥っている方」を支援する事業を、令和4年度当初予算に計上した。

また、事業の進捗を管理した上で、物価高騰等に対応した更なる対策を補正予算に計上して支援に取り組んだ。

4 課題と対応

(1) 生活困窮者自立相談支援機関の体制強化

事業委託先の神奈川県社会福祉協議会では、県からの相談体制強化の要請を受け、新たな相談員を募集したが、社会福祉の相談業務の経験がある応募者は少なく、体制づくりに大変苦慮することになった。市部においても同様の声を多く聞いた。

コロナ禍のような社会情勢の急激な変化による影響は、一部の地域に留まらず、委託先内外の相互応援も困難であることから、相談員の確保については、今後も検討が必要である。

(2) 生活支援総合相談窓口等

生活支援総合相談窓口の開設当初は、頻繁に県民からの電話相談があり、生活支援課職員をはじめ、県職員等が懸命に対応した。支援情報が伝わり「安心した」「よくわかった」と感謝されることも多かったが、相談対応経験が少ない職員にとっては、どのような対応が適切なのか、模索する日々だった。

特に、雇用や労働、事業者支援などのほか、コロナに感染した方、税等の猶予制度など、福祉子どもみらい局関係以外の支援情報や、国において突然創設されたり、見直しが行われる様々な生活支援の制度について、事前の研修などもないまま、職員自らの情報収集に頼らざるを得ない状況があった。

また、「とにかく不安」「何を相談すればいいかわからない」など漠然とした相談も多く、丁寧に根気強く相手の主訴を聞き取ったり、傾聴して相手の不安を和らげるなどの対応を行った。

県民センターに開設した当初は、実際に三つの関係部局の職員が窓口並び、ワンストップで対応したが、窓口を生活支援課に集約した後は、生活支援課への相談電話を他所属に転送したり、庁外の相談窓口を案内するなどの対応となったため、「ホームページにはワンストップと書いてあったのに、実際の対応がワンストップではない」と立腹する相談者がいた。その都度、「この窓口ですべて完結するものではなく、適切な支援先を案内するための窓口である」と趣旨を説明した

が、納得いただけないケースもあり、ジレンマだった。

コロナ禍のように社会全体が急減に影響を受けた場合は、すみやかに、簡潔でわかりやすい生活支援情報を掲載したポータルサイトを立ち上げるなど、各局が連携して、生活支援総合相談窓口を補完する仕組みを検討するべきである。

(3) 県営住宅一時入居者への家具家電等の調達

マッチングに至らなかった法人等も含め 20 法人から無償で物資の提供の申し出があり、業務の合間を縫って、対象者宅まで運搬していただくなど、多くの協力をいただいた。

また、県税事務所など福祉子どもみらい局以外の関係所属も、本来業務ではないにもかかわらず、車両の供出など、大変な協力をいただいた。

こうした公と民間の協力がつながり、対象者は、県営住宅の入居初日から布団で寝ることができ、「関係者にお礼を伝えたい」と感謝の手紙を書いてくれた入居者もいた。

公助の届かないところで、民間の共助の力が存分に生かされた取組であった。この記録を通じて、公助と共助の連携の大切さを多くの人に知ってもらいたい。

(4) 一時生活支援事業の拡充

コロナ禍の影響により住居不安定者が増加する恐れがあったことから、ピーク時には最大3か所のビジネスホテルの部屋を借り上げた。コロナ禍の落ち着きによる経済活動の回復に伴い、令和4年度後半から、ビジネスホテルを確保することが困難になり、また、利用も減少傾向にあったことから、令和4年12月以降は無料低額宿泊所の空き部屋の活用に切り替えた。

しかし、無料低額宿泊所は食事・トイレ・風呂が共用であるなど、女性が利用できる施設は少なく、とりわけ子連れで利用できる場所はほとんどないことから、今後は、こうした様々な事情がある方々でも安心して利用していただくことができるよう、汎用性のある一時生活支援事業所を確保していく必要がある。

(5) 生活福祉資金の特例貸付

コロナ禍の長期化により、貸付期間が再三延長され、令和2年度は、議会のたびに補正予算を編成し対応した。

また、貸付申請が急増し、貸付の実施主体である神奈川県社会福祉協議会では、相談、受付、審査、支払いと対応に追われ、電話がつながりにくく、審査の進捗状況や、貸付の決定結果への不服について、生活援護課への問い合わせが多かった。長時間に渡り社会福祉協議会等に対する苦情を申し立てる方も多く、貸付利用者、県社協、県がそれぞれストレスを抱えることになった。

今後は、県社会福祉協議会において、申請が集中しても迅速な事務処理が確保され、また、不安を抱える貸付利用者に対するわかりやすい説明が行われるよう、県として支援していく必要がある。

特例貸付の償還期間は最長10年となっており、少なくとも令和16年までは特例貸付の債権管理事務が継続する。管理する債権は、約23万8千件に及び、県社会福祉協議会では、引き続き適切な債権管理を実施するとともに、貸付利用者で償還免除や猶予の要件を満たす者が申請を失念することがないように、免除制度等の周知や注意喚起を行う必要がある。県は、償還、免除や猶予の状況を共有し、

適宜助言指導を行っていく。

償還が困難な貸付利用者や償還免除になった困窮する貸付利用者に対しては、県社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会、各地域の生活困窮者自立相談支援機関等と連携し、生活再建に向けたフォローアップ支援を行っていく。

(6) 生活困窮者自立支援金の支給

本制度は、コロナ禍の長期化による生活支援を進めるため、国が令和3年5月28日に制度創設を発表した。その際、同年7月から支給開始であることはアナウンスされたが、制度の詳細、想定される対象者数などは一切示されなかった。そのため、極めて少ない情報の中で6月補正予算を編成しなければならず、立ち上げには相当の負荷がかかった。

準備期間が短かったため、実施主体である市は大変混乱し、県は、市から助言を求められることが多かった。同年6月11日に国から制度詳細が示された後は、県がいち早く交付要綱や申請様式等を作成し、各市へひな型として提供するとともに、指定都市との情報交換会の開催や、各市の質問を集約して国に問い合わせ、回答を全市と共有するなど、市に対する情報提供や援助など、全面的な支援を行った。

こうした甲斐あって、準備期間が短かったにもかかわらず、多くの自治体が、7月から申請受付を開始するなど、事業の円滑な実施につなげることができた。

国においては、こうした制度を急ぎよ創設する場合は、様式を含めた詳細なマニュアルを同時に発出し、県・市町村が短い準備期間でも、適切に事業を実施できるようにするべきである。

(7) 住居確保給付金の支給対象の拡大

県は、町村部の給付金の支給を所管しているが、コロナ禍の影響により急増した給付金の申請を速やかに処理するには、担当の生活援護課だけではマンパワーが全く足りなかった。このため、令和2年5月から8月までの4か月間、他課の職員が応援に入り、また、課内も応援体制を敷いて、何とか滞りなく支給することができた。

このように、突然の業務の集中による繁忙にあたって、柔軟に局内で人事配置を見直すことは、県民サービスの維持の観点からも大変重要である。

(8) 生活困窮者対策推進本部の取組

すべての部局が参加する全庁横断的な取組であったため、当初は、それぞれの業務への影響への懸念や意見の相違などもあったが、現在は、生活困窮者対策に対する取組の方向性の共有が進んでいる。

本部の取組は、令和4年度の当初予算と補正予算及び令和5年度の当初予算に「コロナ禍における生活困窮者対策」として結実しており、令和4年度の実績は、「令和4年度生活困窮者対策推進本部の取組実績」にまとめ、県ホームページ（生活困窮者対策の取組）で公開している。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行した以降も、有効求人倍率は1倍を下回り、生活保護受給世帯は増加傾向にあるなど、県民のくらしはまだコロナ前の状況には戻っていない。また、物価高騰などの影響も重なり、県民の不安は払拭されていない。今後も引き続き、コロナ禍で特に深刻な影響を受けた「子ども」「女性」

Ⅲ 県民生活・経済支援

「孤独・孤立に陥っている方」を中心に、本部として全庁を上げて生活困窮者対策を行っていく。

5 将来に向けた教訓

各業務については、既に記載のとおりであるが、なにより、コロナ禍で自所属の体制にも影響を受けるなか、増大する業務の確実な遂行や、様々な内容の相談に対応する職員の心労は多大なものであった。

そのような中、生活困窮者対策の中心的役割を担っていた生活援護課に局内から応援職員が供出されたことや、貸付業務がパンク状態であった神奈川県社会福祉協議会にも、臨時的に局内から応援職員を派遣するなど、局をあげた柔軟なバックアップは、大変効果的であった。

また、県立武道館での緊急受け入れにおいて、福祉子どもみらい局は、くらし安全防災局やスポーツ局、地元を所管する横浜市生活支援課などと局間、自治体間で緊密に連携して取り組み、生活支援総合相談窓口でも、産業労働局、県土整備局と局間で連携して取り組むことができた。

県民の暮らしは、単一の部局で支えきれるものではなく、関わりには濃淡があるにせよ、各局が自分ごととして連携し合うこと、何より、他局からの連携の申し出に対しては「断らないこと」はもとより、「自局であればなにができるか」を前向きに考えることが大切であることを、今回の事案のひとつの教訓としたい。

4 (6) 外国籍県民等への多言語支援等

1 取組の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報について、外国籍県民等に必要な情報を多言語に翻訳し、県ホームページに掲載したほか、外国人コミュニティに対し、情報提供を行った。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により増加する外国籍県民等からの問合せについて、多言語支援センターかながわにおいて多言語で対応した。
- (3) 新型コロナ禍における外国人留学生支援の一環として、寄贈された食料品を配布した。

2 経過

R2. 4. 7	神奈川県を対象区域に含む緊急事態宣言発出
R2. 4. 21	新型コロナウイルス感染症について、知事メッセージや感染症対策など外国籍県民等に必要な情報を多言語で掲載することを決定（既契約の災害時・非常時多言語緊急情報翻訳業務委託で対応）
R2. 4. 24	新型コロナウイルス感染症に係る国際課所管ページの作成・公開 （以後、知事メッセージ発出時等に随時翻訳し、ホームページ掲載）
R2. 5. 22	新型コロナウイルス感染症関連の問合せ増に対応するため、多言語支援センターかながわ運營業務委託について変更契約を締結し、人員体制等を強化 （以後、感染拡大継続に対応するため、R2は3回変更契約を締結： R2. 8、R2. 12、R3. 1）
R2. 7. 22	災害時・非常時多言語緊急情報翻訳業務委託について、発注数量の増加に関する変更契約を締結
R2. 12～	外国人コミュニティに対し、新型コロナウイルス感染症対策に係る情報提供を実施（以後、随時実施）
R2. 12 ～R3. 5	寄贈された食料品を外国人留学生に配布した。
R2. 12. 22	災害時・非常時多言語緊急情報翻訳業務委託について、発注数量の増加に伴う増額執行を実施
R2. 12～1	年末年始の一部期間において、多言語支援センターかながわの運営を継続
R3. 4. 1	多言語支援センターかながわの一部の言語の対応日を拡大
R3. 5. 3	ゴールデンウィークの一部期間において、多言語支援センターかながわの運営を継続
R4. 4. 1	多言語支援センターかながわの一部の言語の対応日を拡大

3 取組詳細

- (1) 知事メッセージ、コロナ専用ダイヤル、発熱等診療予約センターの情報、支援情報チラシ等を多言語に翻訳し、県ホームページに掲載した。また、(公財)かながわ国際交流財団と連携し、外国人コミュニティに対し、保健所からのお願い、

Ⅲ 県民生活・経済支援

感染リスクが高まる『5つの場面』など、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供を行った。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する問合せに対し、多言語ややさしい日本語での情報提供や関係機関への案内等を実施した。

＜新型コロナウイルス感染症に係る問合せ対応件数＞

- ・ 令和2年度 1,666件（全体：13,185件）
- ・ 令和3年度 1,836件（全体：18,346件）
- ・ 令和4年度 805件（全体：21,683件）

＜主な問合せ内容＞

- ・ 感染についての不安や予防方法
- ・ PCR検査やワクチン接種全般
- ・ 療養証明書の発行
- ・ 各種支援制度の案内や申請方法
- ・ 帰国希望や在留資格の延長

＜対応言語の拡大＞

□令和元年6月から

言語	月	火	水	木	金
英語		●	●		
中国語	●			●	
タガログ語	●	●			
ベトナム語		●		●	●
スペイン語			●		●
ポルトガル語				●	●
ネパール語	●		●		
タイ語	●				●
韓国・朝鮮語	●		●		
インドネシア語					●
やさしい日本語	●	●	●	●	●

□令和3年4月から

言語	月	火	水	木	金	変更内容
英語	●	●	●	●	●	週2→週5
中国語	●			●		
タガログ語	●	●		●		週2→週3
ベトナム語		●		●	●	
スペイン語		●	●		●	週2→週3
ポルトガル語				●	●	
ネパール語	●		●			
タイ語	●				●	
韓国・朝鮮語			●			週2→週1
インドネシア語	●				●	週1→週2
やさしい日本語	●	●	●	●	●	

Ⅲ 県民生活・経済支援

□令和4年4月から

言語	月	火	水	木	金	変更内容
英語	●	●	●	●	●	
中国語	●			●		
タガログ語	●	●	●	●	●	週3→週5
ベトナム語	●	●		●	●	週3→週4
スペイン語	●	●	●	●	●	週3→週5
ポルトガル語	●		●	●	●	週2→週4
ネパール語	●		●			
タイ語	●				●	
韓国・朝鮮語			●			
インドネシア語	●				●	
やさしい日本語	●	●	●	●	●	

- (3) 寄贈された食料品を、留学生支援拠点である「KANAFAN STATION」や、協力いただいた専門学校を通じて、延べ99人の外国人留学生に配布した。

4 課題と対応

- (1) 職員で対応可能な言語（やさしい日本語、英語、中国語）は比較的早く掲載できたが、委託事業者に翻訳を依頼する場合は一定の時間を要するため、言語によって情報発信にタイムラグが生じた。
- (2) 年末年始などは市町村等をはじめ、各種相談窓口が休業しており、外国籍県民が必要な情報にたどり着くのは一層困難となることから、年末年始やゴールデンウィークの一部の日程において、多言語支援センターかながわの運営を継続し、問合せ対応ができる体制を維持した。
- (3) 当初は交流会等のイベントで配布することを予定していたが、イベントが中止となったことから、「KANAFAN STATION」や、横浜以外の地域では専門学校を通じての配布などで対応した。

5 将来に向けた教訓

- (1) 外国籍県民等は、やさしい日本語であれば理解できる方も多いため、日ごろから各職員がやさしい日本語による文章の作成に慣れておくことが望ましい。
- (2) 多言語支援センターかながわで受けた新型コロナウイルス感染症に関する問合せは、医療関連や各種支援制度など多岐にわたった。そのため、感染症拡大時には、外国籍県民等の不安を軽減できるよう、多言語ややさしい日本語での情報支援をきめ細やかに行っていく必要がある。
- (3) 実施後のアンケートでは感謝の声もあったが、コロナ禍で困っていることとして、食料の不安よりも、交流の少なさから日本語を話す機会が減少したことへの心配をしている留学生が多く、支援にあたってはある程度ニーズを把握した上で行うことが望ましい。

5 各種支援の周知等

(1) 県民向け・事業者向け支援チラシの作成

1 取組の概要

令和2年4月以降、行政機関等が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県民や事業者に対する各種の支援施策を実施するようになった。これらの情報を分かりやすく、迅速に伝えるため、同年4月27日、支援施策を幅広く網羅したチラシを、県民及び事業者向けにそれぞれ作成した。

チラシ作成後、支援施策の変更に合わせて随時内容を更新した。令和2年度は、紙媒体のチラシの配架と併せて、県ホームページへの掲載、県のLINE公式アカウント等への配信を行った（令和3年度以降は、県ホームページ掲載のみ）。

令和4年度、各種支援施策が相次いで終了し、チラシの意義が低下したことから、同年度末をもって、更新を終了した。

2 経過	
R2. 4. 27	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県民・事業者向け支援チラシを作成
R2. 5～R5. 2	チラシ内容の随時更新 ※令和2年度は、紙媒体でのチラシ配架、県ホームページへの掲載及びLINE公式アカウントでの配信を実施。令和3年度以降は県ホームページ掲載のみ
R5. 3. 31	チラシの県ホームページへの掲載終了

3 取組詳細

(1) 支援チラシの概要

ア 作成の経緯

本県が緊急事態宣言下にあった令和2年4月以降、行政機関等が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県民や事業者に対する支援施策を幅広く実施するようになったが、支援が多岐にわたり制度内容も複雑であったため、利用者にとって分かりにくい状況となっていた。

こうした状況を踏まえ、県民や事業者が、支援情報を分かりやすく、迅速に取得できるよう、県民及び事業者向けに、県を含めた行政機関等が実施する支援施策を網羅したチラシを作成することとした。

イ 掲載内容

関係局への照会により、県及び県以外の行政機関等が行う支援施策を集約し、県民向けは「給付金等、貸付、猶予」の3項目、事業者向けは「協力金・給付金・助成金、融資、猶予、相談」の4項目に分けて掲載した。

令和2年4月27日のチラシ新規作成以降、支援施策の変更に合わせて、随時内容を更新した（更新回数計30回、概ね1か月に1回程度更新）。

県民向けチラシ

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている

神奈川県民のみなさまへ

様々な制度をご用意しておりますのでご利用ください。

休業、無給、減給などによる生活への不安や生活費金の不足、納税や保険料納付などでお困りのみなさまへの支援を実施しています。

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（2020年4月27日開設）

子育て世帯	子育て世帯に 10万円 子育て世帯 1万円 児童手当 80%減 給付金 20万円+15歳・20歳 生活福祉資金の貸付
子育て世帯	児童手当 80%減 給付金 20万円+15歳・20歳 生活福祉資金の貸付
子育て世帯	給付金 20万円+15歳・20歳 生活福祉資金の貸付
子育て世帯	給付金 20万円+15歳・20歳 生活福祉資金の貸付

県HP「新型コロナウイルス感染症について」
神奈川県 コロナ 総合情報 045-285-0536 受付 8:00～17:00

神奈川県民のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

給付金等	特別定額給付金 10万円 子育て世帯 1万円 児童手当 80%減 給付金 20万円+15歳・20歳 生活福祉資金の貸付	給付金等 特別定額給付金 10万円 子育て世帯 1万円 児童手当 80%減 給付金 20万円+15歳・20歳 生活福祉資金の貸付	給付金等 特別定額給付金 10万円 子育て世帯 1万円 児童手当 80%減 給付金 20万円+15歳・20歳 生活福祉資金の貸付
貸付	給付金 20万円+15歳・20歳 生活福祉資金の貸付	給付金 20万円+15歳・20歳 生活福祉資金の貸付	給付金 20万円+15歳・20歳 生活福祉資金の貸付
減額	給付金 20万円+15歳・20歳 生活福祉資金の貸付	給付金 20万円+15歳・20歳 生活福祉資金の貸付	給付金 20万円+15歳・20歳 生活福祉資金の貸付

事業者向けチラシ

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動に影響を受けている

神奈川県事業者のみなさまへ

専業主婦、雇用関係、納税・保険料の納付などでお困りのみなさまへの支援を実施しています。

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（2020年4月27日開設）

協力金 給付金 助成金	県からの影響で休業 売上が前年比半減 子リバー一掃を希望しない 社会保険料を滞りなく支払いたい 賃金が払えない テレワークを導入したい 子の世帯で従業員が休業 子の世帯で自分も休業 賃金滞りのため 納税を受けたい 社会保険料等が払えない 水道料等の支払いが難しい 経費や賃金滞り等の悩み 雇用や賃金滞り等の悩み	協力金 給付金 助成金	貸付 減額 相談
協力金 給付金 助成金	県からの影響で休業 売上が前年比半減 子リバー一掃を希望しない 社会保険料を滞りなく支払いたい 賃金が払えない テレワークを導入したい 子の世帯で従業員が休業 子の世帯で自分も休業 賃金滞りのため 納税を受けたい 社会保険料等が払えない 水道料等の支払いが難しい 経費や賃金滞り等の悩み 雇用や賃金滞り等の悩み	協力金 給付金 助成金	貸付 減額 相談

県HP「新型コロナウイルス感染症について」
神奈川県 コロナ 総合情報 045-285-0536 受付 8:00～17:00

県内事業者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

協力金 給付金 助成金	県からの影響で休業 売上が前年比半減 子リバー一掃を希望しない 社会保険料を滞りなく支払いたい 賃金が払えない テレワークを導入したい 子の世帯で従業員が休業 子の世帯で自分も休業 賃金滞りのため 納税を受けたい 社会保険料等が払えない 水道料等の支払いが難しい 経費や賃金滞り等の悩み 雇用や賃金滞り等の悩み	協力金 給付金 助成金	貸付 減額 相談
協力金 給付金 助成金	県からの影響で休業 売上が前年比半減 子リバー一掃を希望しない 社会保険料を滞りなく支払いたい 賃金が払えない テレワークを導入したい 子の世帯で従業員が休業 子の世帯で自分も休業 賃金滞りのため 納税を受けたい 社会保険料等が払えない 水道料等の支払いが難しい 経費や賃金滞り等の悩み 雇用や賃金滞り等の悩み	協力金 給付金 助成金	貸付 減額 相談

(2) 支援チラシの配布・インターネット掲載

初年度の令和2年度は、紙媒体でチラシを作成し、県機関をはじめ、スーパーマーケットや商工会議所などの協力を得て、計約88,000枚を配架した。

また、県ホームページ「新型コロナ対策ポータル」に掲載するとともに、県のLINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」にも配信するなど、広く県民や事業者の目に触れるよう配慮した。

令和3年度以降は、大規模な更新が無くなったことから、県ホームページへの掲載のみとした。

(3) 支援チラシの作成終了

令和4年度は、行動制限等の要請が行われず、チラシに掲載している支援施策が相次いで終了し、チラシの意義が低下したことから、令和4年度末をもって更新を終了した。

4 課題と対応

○ 「ひと目でわかる」チラシ作り

県民向け、事業者向けのチラシともに、新規作成段階で、繰り返しデザインの修正を行い、県民や事業者が、必要な支援施策を速やかに見つけられるデザインとなるよう工夫した。

令和2年4月29日に開催された「全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部(第7回)」において本チラシを紹介したところ、複数の自治体から広報の参考にしたいとの依頼を受け、チラシ様式を参考送付した。

5 将来に向けた教訓

様々な機関が多くの支援施策を打ち出す中、すぐにでも支援を受けたいと思っている県民や事業者が、これらの支援施策を自ら調べ、必要な支援にたどり着くのに、大変な労力を要すると想定された。

こうした状況を踏まえ、行政機関等が実施する各種の支援施策を整理・集約した上で、ひと目で分かりやすいかたちで情報提供を行ったことで、県民や事業者が必要な支援の情報に簡単にアクセスできるようになり、効果的な支援の実施に寄与したものと考えられる。

5 (2) 「経営相談窓口」の設置

1 取組の概要

県中小企業部内に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営や金融に関する相談対応を行った。

2 経過	
R2. 1. 30	金融課の金融相談窓口内に経営相談窓口を設置
R2. 4. 8	経営相談のナビダイヤル稼働開始
R2. 4. 14	ナビダイヤル対応用に電話6回線を増設、中小企業支援課内に経営相談窓口を設置
R2. 4. 16	金融課内に電話を増設し、金融相談員を2名から3名へ増員 中小企業支援課内に電話を増設し、応援職員等（のちに専任職員）を配置

3 取組詳細

- ・ 取組内容については、「2 経過」のとおり。
- ・ その他、(公財) 神奈川産業振興センター、神奈川県信用保証協会、商工会・商工会議所、神奈川県中小企業団体中央会、(公社) 商連かながわ及び神奈川県商店街振興組合連合会といった支援機関からも協力を得て、相談体制を確保した。

4 課題と対応

- ・ 令和2年4月8日に、経営相談のナビダイヤルを開始したところ、想定外の大量の問い合わせがあったため、応答率が著しく低下してしまった。
- ・ そこで、急遽、経営相談窓口を中小企業支援課に設置し、電話回線を増設するとともに、局内で応援体制を構築するなど、職員を新たに配置して対応した。

5 将来に向けた教訓

県内中小企業は、県だけでなく、国や市町村も含めた「自らが使える支援策」についての情報を求めていることから、今後、同様の事態が発生した場合においても、企業に寄り添った支援が行えるよう、支援機関との一層の連携に取り組む必要がある。

5 (3) 雇用調整助成金等の周知

1 取組の概要

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者を一時的に休業させて雇用維持を図った場合に、国が休業手当や賃金等の一部を助成する雇用調整助成金等について、対象者の拡大や支給要件の緩和等の特例措置の内容を周知した。

2 経過

R2. 3	県のホームページで雇用調整助成金等の周知を実施
R3. 1. 26	県内約2万6千事業所に対し、国のリーフレット(写)を郵送し、雇用調整助成金等の周知を実施

3 取組詳細

雇用調整助成金等について、対象者の拡大や支給要件の緩和等の特例措置の内容を、県のホームページで周知した。

また、令和3年1月26日付けで、従業員10人以上の県内約2万6千事業所に対し、国のリーフレット(写)を郵送し、雇用調整助成金が短時間休業にも活用できることや、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の制度概要等を周知した。

4 課題と対応

雇用調整助成金等の国の支援策は、特例措置が度々変更され、支援対象や内容を正確に理解することが難しい状況にあったが、国のリーフレット(写)を事業所に個別郵送することなどにより、活用促進に寄与することができた。

5 将来に向けた教訓

事業者は、県だけでなく、国や市町村も含めた「自らが使える支援策」についての情報を求めていることから、今後、同様の事態が発生した場合における効果的な広報について、全庁的に検討していく必要がある。